

第 9 次土浦市総合計画 (案)

土浦市

目 次

序論 01

第 1 節	計画策定の趣旨	02
第 2 節	計画の構成と期間	03
第 3 節	計画の進行管理	04

基本構想 05

第 1 章	本市の現状と課題	06
第 1 節	社会経済情勢等の変化	06
第 2 節	本市の現状	11
第 3 節	市民意見の取りまとめ	31
第 4 節	本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ	35
第 2 章	まちの将来像	38
第 1 節	将来像	38
第 2 節	人口の見通し	42
第 3 節	土地利用の考え方	44
第 3 章	リーディングプロジェクト	47
第 1 節	リーディングプロジェクト	47
第 4 章	基本目標	54
第 1 節	基本目標	54

序 論

序論

第 1 節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市は、平成 30（2018）年に策定した第 8 次土浦市総合計画に基づき、「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のまち 土浦」の実現を目指し、「地域力」と「市役所力」が一体となった協働のまちづくり、行財政改革の推進と市民サービスの向上の 2 つを計画推進の基本姿勢に位置付け、市民や団体、N P O などと共に、これまでより一歩進んだ協働によるまちづくりと、効率的で無駄のない行財政基盤を確立させることによる、持続可能なまちづくりを進めているところです。

しかしながら、今日、我が国においては、明治 32（1899）年の統計開始以来、年間の出生数が初めて 90 万人を割り込むなど、少子化が予想を超えるスピードで進行しています。また、経済のグローバル化や地球規模での環境問題の顕在化、I C T 社会の進展など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えており、本市を取り巻く社会経済情勢は急激に変化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、これまで培ってきた社会の在り方や価値観、また、行動様式を根本から覆すような劇的な変化をもたらしており、市民の生活や地域の経済活動はもとより本市の財政状況への影響は計り知れないことから、市政運営も、感染症収束後の社会形態を見据えたものに迅速に変化させていかなければなりません。

一方で、平成 27（2015）年 9 月に、国連において開催されたサミットにおいて、全会一致で採択された S D G s（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」という理念の下、持続可能で多様性と包摂生のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を年限とする 17 の国際目標が掲げられており、本市においても、S D G s の理念・考え方を十分に踏まえ、様々な評価軸を組み込んだ上で、各施策・事業を推進していく必要があります。

このようなことから、現計画の期間内ではあるものの、改めて、時代の潮流を見定めた上で、社会経済情勢のあらゆる変化に柔軟かつ的確に対応するとともに、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、誰もが生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまちづくりを実現するため、令和 4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる計画として、今後とも長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画となります。

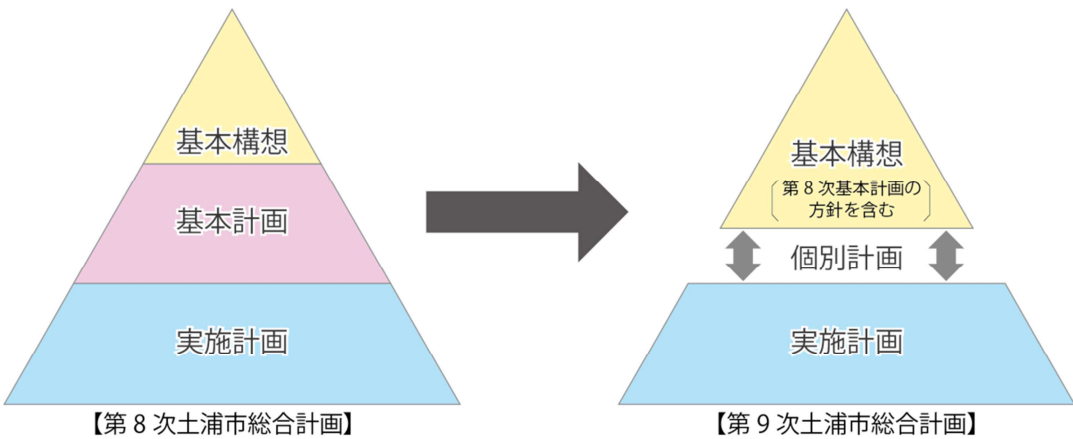
具体的には、社会経済情勢等の変化に的確に対応し、市勢の一層の発展を図るため、本市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、将来のまちづくりの指針とするとともに、令和 4（2022）年度からの総合的かつ計画的な市政運営のための基本方針とするものです。

第 2 節 計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

第 8 次土浦市総合計画では、構成を「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の 3 層構造としていますが、基本計画については、5 年ごとの見直しとなり、社会経済情勢の急激な変化に柔軟に対応できず、また、個別計画との峻別が曖昧になるなどのデメリットもありました。

このようなことから、第 9 次土浦市総合計画の構成については、昨今の社会経済情勢の目まぐるしい変化にいち早く対応できるよう、基本構想及び実施計画の 2 層構造の体系とし、基本計画については、現計画の方針に該当する部分を基本構想に含めた上で、各分野の個別計画に置き換え、基本構想と実施計画を接続する役割を担わせるものとします。



(2) 総合計画の期間

基本構想の期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度までの 10 年間とします。また、実施計画は基本構想に掲げた政策方針を実現する個別計画を具現化するための計画であり、計画期間は 3 年間とします。さらに、計画の実効性と弾力性を確保するため、毎年度、ローリング方式による見直しを行います。

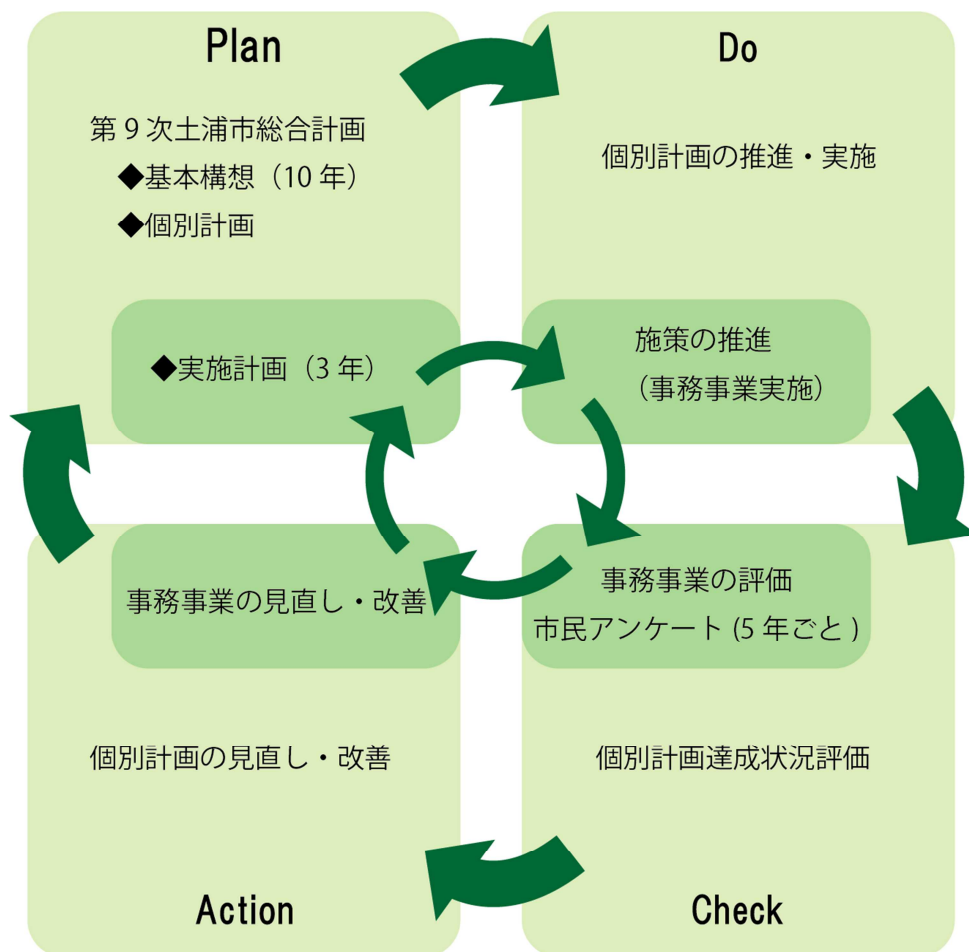
令和 3 年度	4 年度 (2022)	5 年度 (2023)	6 年度 (2024)	7 年度 (2025)	8 年度 (2026)	9 年度 (2027)	10 年度 (2028)	11 年度 (2029)	12 年度 (2030)	13 年度 (2031)	14 年度 (2032)
	基本構想（構想期間 10 年間）										
	3 カ年実施計画										
		3 カ年実施計画									
			3 カ年実施計画								

第3節 計画の進行管理

総合計画の進行管理については、基本目標ごとに成果指標を設定するとともに、個別計画における進行管理を踏まえた分析・評価及びこれらを踏まえた改善方法につき、記載内容を再精査しました。

計画の進行管理については、PDCAサイクルによる進捗管理と計画の進展に向けた改善を着実にを行います。具体的には、基本構想と実施計画を接続する個別計画を基本目標ごとに位置付け、施策・事業については、この個別計画において進行管理を行います。合わせて、総合計画においては、施策・事業の実施により発生する効果・成果を表す指標と指標に対する目標値について、各個別計画で設定しているものを中心に、代表的なものを基本目標ごとに抽出し、その達成状況を、個別計画の進行管理を通じた事務事業評価や市民満足度調査（アンケート）などの結果と合わせて分析・評価します。

また、個別計画の見直し等の中で、本市を取り巻く社会経済情勢の変化も踏まえ、目標値の見直し及び施策・事業の改善を検討するとともに、総合計画に抽出する指標についても、その都度見直しを検討することで、総合計画の着実な推進を図ります。



PLAN (計画)	DO (実施・実行)	CHECK (点検・評価)	ACTION (処置・改善)
政策目標の設定、施策・事業目標の設定	施策・事業の予算化・実施	目標指標の達成状況調査、市民アンケート等による施策・事業の評価・効果測定の実施	事業評価・効果測定結果を踏まえて、事業の見直し・改善を実施

基本構想

第1章 本市の現状と課題

第1節 社会経済情勢等の変化

序章第1節については、箇条書きから文章化しました。

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行とその影響

令和2（2020）年1月に新型コロナウイルス感染症の国内患者が初めて確認されて以降、感染者数の急激な増加に伴い、緊急事態宣言が発令される事態となりました。外出抑制や人と人との接触機会の低減など、3つの密（密閉・密集・密接）を回避することで、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、人々の大幅な行動変容を促す対策が講じられた結果、社会全体に様々な影響が及ぶことになりました。

例えば、飲食店を対象とした営業規制、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催延期及び令和3（2021）年の無観客開催を始め、スポーツ、文化等に係る様々なイベントの延期・中止や開催方法の変更、感染拡大下における都道府県境をまたぐ不要不急の移動の自粛などの感染症対策が行われた結果、特に、観光業及び飲食業は、極めて大きな打撃を受けています。また、人口面でも、婚姻数や出生数の減少が影響として現れており、昨今の少子高齢化の流れを加速させる懸念が生じています。

一方で、感染症対策は、ICT技術を急速に普及させ、社会サービスのデジタル化が進むとともに、リモートワークに代表される多様な働き方・ライフスタイルが実現することで、「新たな生活様式」が生まれつつあります。

さらには、エッセンシャルワーク（医療福祉、流通、生活衛生など、社会生活の維持に不可欠な仕事）への注目の高まり、これまで進んでいた情報、産業、物流、金融等の様々な面でのグローバル化の軌道修正の動き、世界的な財政支援の増加など、その影響は現在に留まらず、将来に渡っても強く長く影響を及ぼすものと考えられます。

(2) 人口減少及び少子高齢化の進行

日本の総人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少傾向となっています。今後、人口減少及び少子高齢化は深刻さを増し、令和32（2050）年頃には、総人口は1億192万人まで減少するとともに、年少人口は1,595万人と総人口の1割程度、生産年齢人口は5,275万人と総人口の半数程度まで落ち込む一方で、総人口に対する高齢者の割合は約38%にまで上昇する見込みです。

特に、少子化の進行については、令和元（2019）年の出生数（推計）は86万4,000人と過去最少を記録しており、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでいます。また、一時期1.45まで回復した合計特殊出生率も、ここ数年微減傾向にあります。さらに、少子化の進行は、家族形態の変化をもたらすとともに、核家族化及び地域のつながりの低下による子育て世帯の孤立化や子ども同士の交流機会の減少など、子どもと家庭を取り巻く問題は多様化しており、子どもの健やかな成長への影響が懸念されます。

したがって、国においては、若い世代が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくり、「希望出生率1.8」を実現するため、結婚、妊娠・出産、子育ては個人

の自由な意思決定に基づくことに十分留意しながらも、未婚化・晩婚化や有配偶率出生率の低下といった、少子化の主要な原因に対処するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行により重要性を増している安心して子どもを生み育てられる環境整備を始め、長期的な展望に立って、令和の時代にふさわしい総合的な少子化対策を大胆に進めることとしています。

合わせて、高齢化の進行は、介護・医療分野の負担の増加を招くとともに、公共交通不便地域においては、交通弱者の増加による買物を始め、移動手段の不足等の問題が生じるなど、様々な影響が及ぶことが考えられます。

特に、生産年齢人口の減少は、サービスの提供や地域の経済活動の大きな制約要因となる懸念があります。働き手が不足することで、経済活動の縮小や地域コミュニティの崩壊につながり、産業構造のみならず、生活基盤の維持も困難になるおそれがあります。

(3) 安心安全なまちづくりの必要性

近年、豪雨災害を始めとする自然災害が頻発し、かつ、激甚化しています。平成22(2010)年以降、それまでの1.5倍の土砂災害が発生しており、気候変動による風水害は甚大な被害を広域に及ぼしていることから、気候変動はすでに気候危機へと移り変わりつつあり、気象災害リスクは、その危険度を増しています。

また、平成23(2011)年の東日本大震災から10年が経過しましたが、南海トラフ地震、首都圏直下地震の発生確率は、30年以内に70%とも言われていることから、リスクを分散させるためにも、東京の一極集中の是正により一層取り組む必要があります。

これまでも、住民の生命及び財産を守るため、地方自治体は、国と連携しつつ、防災・減災や国土強靱化対策に取り組んできましたが、近年には、地震によりエリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生した事象もあり、今後、災害対策は、行政区域を越えた広域的な課題として災害被害の最小化に備えていく必要があります。

犯罪に対しては、人々の防犯への意識が高まるとともに、防犯カメラの普及などの防犯対策が進められています。しかしながら、高齢化や情報化社会の進展等に伴い、情報技術を悪用した犯罪、高齢者等の弱者を狙った特殊詐欺や、昨今では新型コロナウイルス感染症に関連した便乗詐欺の発生など、時代とともに、犯罪の手口は高度化・多様化しています。

医療面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期において、重症者の急激な増加などにより、地域の医療体制がひっ迫し、地域医療が崩壊しかねない事態に陥ったことから、今後は、災害時も含め、未曾有の非常事態が勃発した際の地域の保健・医療分野における機能の継続に向けた体制の構築を始め、住民の命と生活を実実に守っていくための対策がより一層求められます。

(4) 地球環境問題の深刻化

オゾン層破壊、地球温暖化、酸性雨、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、熱帯雨林の減少（森林破壊）、野生生物種の減少、開発途上国の公害といった地球環境問題が深刻化しています。化石燃料の大量消費による温室効果ガス排出量の増加、

海洋プラスチックごみによる環境汚染、100万種もの生物が絶滅の危機にある生物多様性の損失など、環境破壊による気候変動や生態系への影響は甚大であり、地球温暖化に起因する豪雨や猛暑を始め、私たちの生活に直接影響が及ぶ事象が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとする新興感染症の流行は、森林減少など土地利用の変化等に伴う生物多様性の損失や気候変動等の地球環境の変化が関係しているとも言われており、人と自然がいかにして共生していくのかを今一度考え直す必要があります。

加えて、他人との接触の機会を減らすため、外出自粛やテレワーク等を推進したことによるワーク・ライフスタイルの変容は、家庭部門の電力消費量、データ通信量や一般廃棄物の排出量が増加するなどの変化にもつながっており、その影響は、社会、経済及び環境といった複数の分野に渡っています。

地球環境問題の解決に向けては、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする「脱炭素化」の実現に向けて、気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」の運用が令和2（2020）年から本格的に始まり、我が国においても、令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しています。

さらに、平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、社会、経済及び環境の3側面から掲げられた、令和12（2030）年を目標年限とする「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成など、世界全体で取組が進められており、地域社会も、国際社会と足並みを揃えて取り組んでいくことが大切です。

（5）ICT技術による社会のデジタル化

生産年齢人口の減少が続く中、社会を維持し、経済を活性化させるため、質の高い雇用を創出し、労働生産性の向上を図ると同時に、人々がより質の高い暮らしを享受できるよう、ICTの導入及び利活用の積極的な推進がより一層求められています。

併せて、近年の情報技術の目覚ましい発展とともに、社会のデジタル化が次々と実現しています。これにより、今まで実現可能性のみに留まっていた多種多様な技術が次々と社会実装され、私たちの生活に入り込んできています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、MaaS、行政手続等のオンライン化、テレワークやウェブ会議など、これまでデジタル活用が進まなかった領域も含めた多くの分野において急速にデジタル化が進んでいます。

今後は、新型コロナウイルス感染症の収束と合わせて、人材不足・移動距離による制約など多様な課題の解決に向けて、デジタル・トランスフォーメーション（DX）等を通じて、産業の効率化や高付加価値化を図るとともに、第5世代移動通信システム（5G）を始めとするデジタル基盤や、IoT、ビッグデータ、AIといったデジタル技術の活用が今まで以上に重要となります。

このように、ICTは、今や国民生活や経済活動の維持に必要不可欠な技術となっており、今後より一層の社会のデジタル化が進むことで、社会や経済は新たなステージへと進むことが予想されます。

（６）価値観の多様化を受けた社会の再構築

経済が発展し、生活が豊かになるとともに、社会のグローバル化が進んだことで、私たちが持つ価値観は多様化しています。「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現につなげるためにも、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進し、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現が求められています。

また、本格的な人口減少下において、社会や経済における「担い手」不足を解消するためにも、女性や高齢者の就業率の一層の向上に向け、異なる就業形態間での公平な待遇やワーク・ライフ・バランスの実現などを通じて多様な働き方を許容する社会を実現していく必要があり、新型コロナウイルス感染症の影響により加速化するテレワーク等の「働き方改革」と合わせて、働く人のポテンシャルを引き上げ、活躍できる環境を整備することが求められます。

さらに、地域社会の縮小や血縁・地縁の弱体化が進む一方で、医療技術の進歩、健康意識の高まりから、健康寿命は延伸しています。「人生 100 年時代」の到来を見据え、今後は、ライフステージに応じて、生涯現役の就労と学びや地域貢献を始めとする社会参加などを、一人ひとりが自由に組み合わせることができるよう、生き方の選択肢を支える環境整備やボランティア等によってつながる「新たな縁」やお互いが支え手・受け手になってお互いの暮らしを支える「地域共生社会」の実践など、新たな共生のかたちを創り出していくことが大切となります。

（７）行財政改革の推進

国の経済財政運営においては、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、デフレ脱却・経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、財政健全化に向けては、新経済・財政再生計画に沿って着実に取組を進め、令和 7（2025）年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すと同時に、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指すこととしています。

一方、地方自治体においては、住民に最も身近な行政サービスを提供する基礎自治体として、財政の健全性と自主性の確保を図るとともに、リーマンショックや東日本大震災を始め、経済や災害における様々な危機から住民の暮らしを守ってきました。

しかしながら、人口減少及び少子高齢化が加速化する中で、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる一方で、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立などに対応しなければならないことから、今後は、持続可能で安定的な地方財政の基盤の確立がより一層不可欠となります。

地方財政の基盤をより強固なものとするためには、その透明性や予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化する必要があります。特に、高度経済成長期に集中して整備された公共施設等については、中長期的な視点に基づき、長寿命化や集約化・複合化などコストの縮減・平準化に取り組むことで、地方財政の健全化につなげていくことが重要となります。

また、人々のライフスタイルの多様化や生活範囲の広域化に起因して、行政に求められるものがますます多様化しています。こうしたニーズに応えるために、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進により、地域社会のデジタル化と合わせて、住民の生活機

能の確保、持続可能な都市構造への転換、都市・地域のスマート化の実現など、行政が担う様々な分野において、他の地方自治体と広域的に連携していく取組を推進することで、「誰一人取り残さない」効率的かつ効果的な行政運営が求められています。

第2節 本市の現状

(1) 概況（歴史、地勢、自然等）

本市は、東に我が国第二の広さを誇る霞ヶ浦、西に万葉の世から名峰と謳われた筑波山を臨む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある茨城県南部の中核都市です。江戸期には、霞ヶ浦湖畔に築かれた城下町として、また、水戸街道の陸上交通、霞ヶ浦を経由した水上交通の要地として成長を続け、水戸に次ぐ常陸国第二の都市として繁栄しました。近代には、常磐線が開通し、養蚕・製糸業や醤油製造などの産業の振興により、県南第一の商業都市に発展しました。

また、昭和15（1940）年11月3日に土浦町と真鍋町が合併し、県内で3番目、県南地域では最初に市制を施行しました。その後、平成18（2006）年2月1日には新治村と合併し、令和2（2020）年には、市制施行80周年という大きな節目を迎えました。

位置は、東京から60km圏内、茨城空港から約20km、成田国際空港から約40kmとなり、筑波研究学園都市に隣接することで、地理的条件に恵まれています。市域は、新治村との合併により、面積122.89km²となっています。

また、市南西から北東に向かって、常磐自動車道、国道6号及びＪＲ常磐線の基幹的な交通網が並行して整備されており、市内には、常磐自動車道土浦北ＩＣ及び桜土浦ＩＣ（市境）並びにＪＲ土浦駅、荒川沖駅及び神立駅が整備されています。

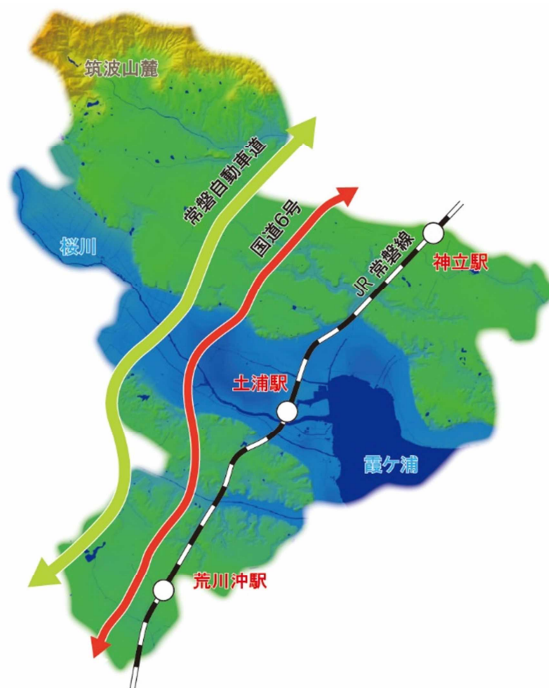


地勢は、筑波山麓を市の北端に持ち、霞ヶ浦に向かって市北西から中心部に桜川等の河川が流れ、低平地を形成するとともに、河岸段丘・台地部も多くみられます。市街地は、基幹的な交通網に沿って低平地、台地上に形成されています。

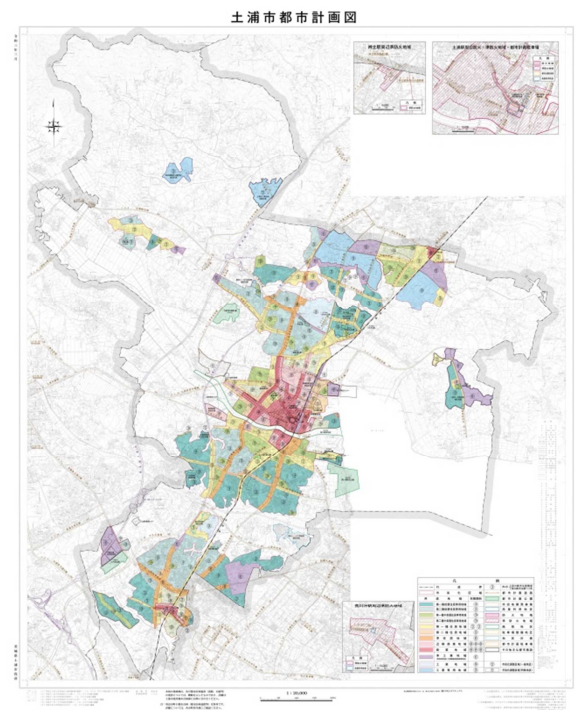
筑波山麓の急峻な山峰となだらかな裾野、日本第二位の面積を持つ霞ヶ浦、そしてそれらをつなぐ平野部から構成される地形は、周辺地域と合わせて、筑波山地域ジオパークとして指定されています。

本市には、霞ヶ浦はもとより、河川、水路、ため池など、多様な水辺に恵まれており、ワカサギ、シラウオ、メダカ、タナゴ、ヨシ、アサザなど、多様な魚、水生植物・昆虫等が生息していますが、アメリカナマズなどの外来魚も生息し、生態系への影響も懸念されています。また、内陸の里山など、市内には比較的良好な樹林地が残り、キツツキ、オオルリといった森林性の鳥類なども確認されています。

標高図



都市計画図



(資料：国土地理院デジタル標高図を元に作成)

(2) 人口

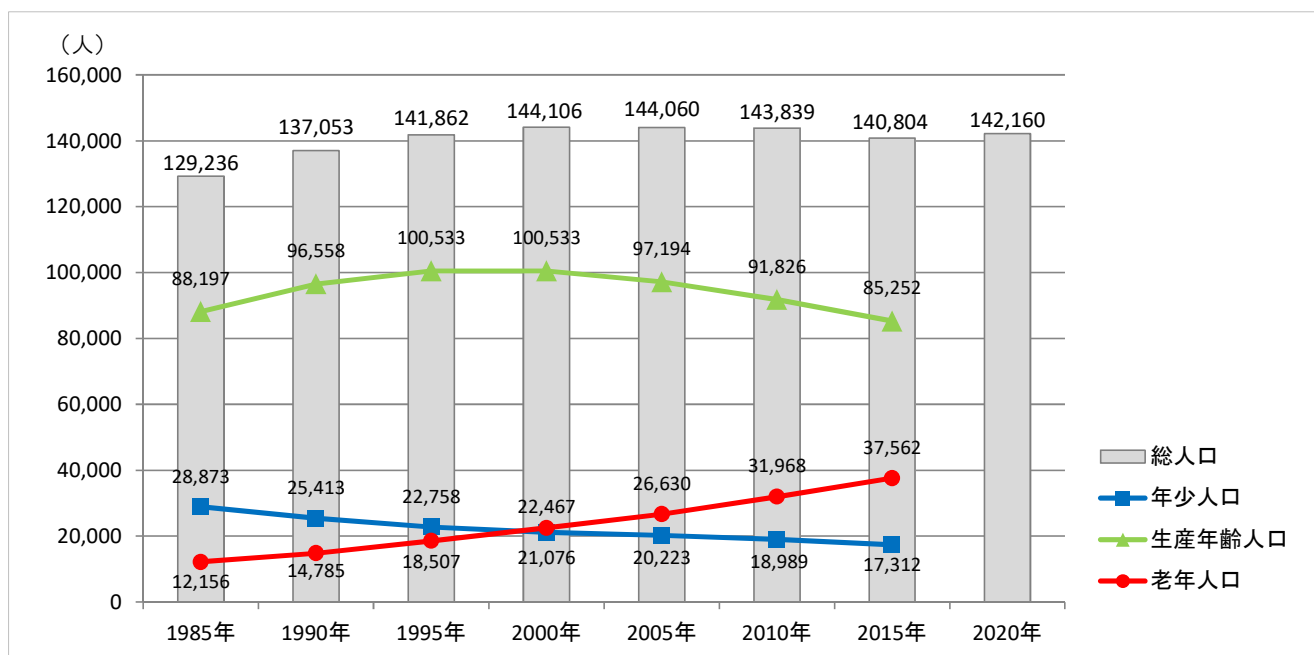
本市の人口は、国勢調査では平成12(2000)年をピークに緩やかに減少傾向にありましたが、令和2(2020)年には、増加に転じており、現在14万人程度で推移しています。

年齢3階級別人口では、年少人口は、減少傾向にあります。昭和55(1985)年から30年で、人口数では約40%、人口割合では約10%減少しています。

また、生産年齢人口は、平成7(1995)年までは増加傾向にあったものの、平成12(2000)年以降は減少に転じました。人口割合においても、平成7(1995)年の70.9%から減少に転じ、平成27(2015)年には60.8%と約10%減少しています。

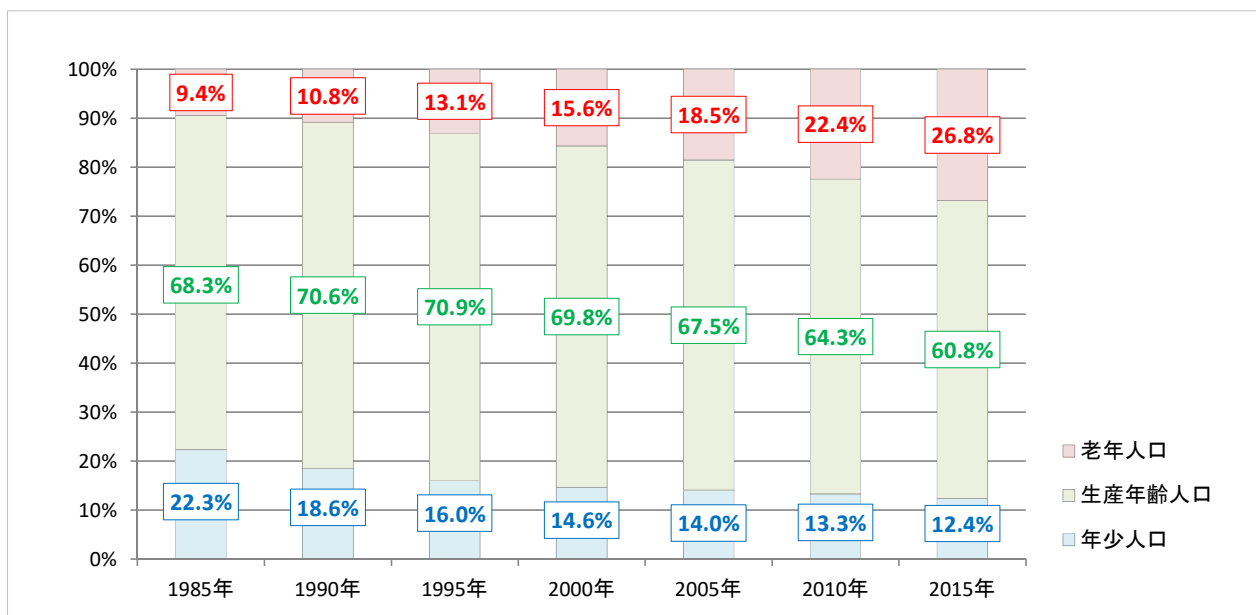
一方、老年人口は、増加傾向にあります。人口数は、平成12(2000)年には年少人口を上回り、昭和55(1985)年から30年で約2倍となっています。人口割合では、平成22(2010)年には22.4%と21%を超え、本市は、超高齢社会に突入しました。平成27(2015)年には26.8%となり、昭和55(1985)年から30年で約17%も増加しており、現在は、全市民の4分の1が高齢者となっています。

人口増減



出典：総務省「国勢調査」

年齢 3 階級別人口割合の推移

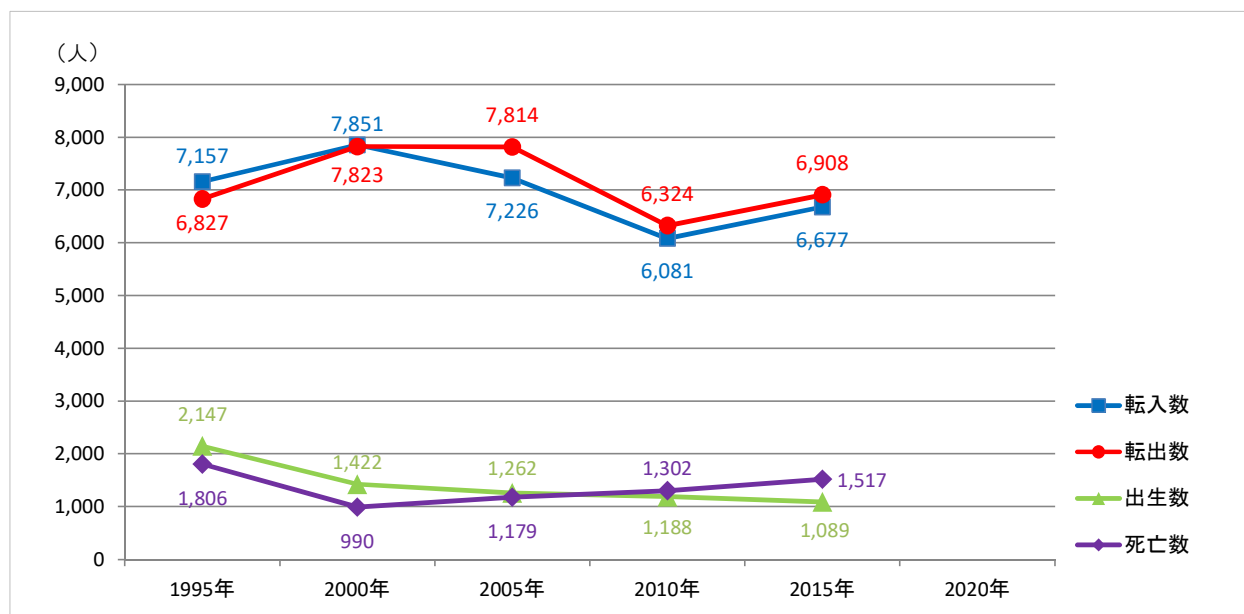


出典：総務省「国勢調査」

自然動態は、平成 22（2010）年には死亡数が出生数を上回り、自然減が進行しています。少子化及び高齢化の進展による死亡数の増加により、自然動態は、今後も減少傾向が続くことが予想されることから、この傾向は、本市の将来人口に大きく影響するものと考えられます。

一方、社会動態は、平成 12（2000）年に転出数が転入数を上回ったものの、近年は回復基調がみられるところです。

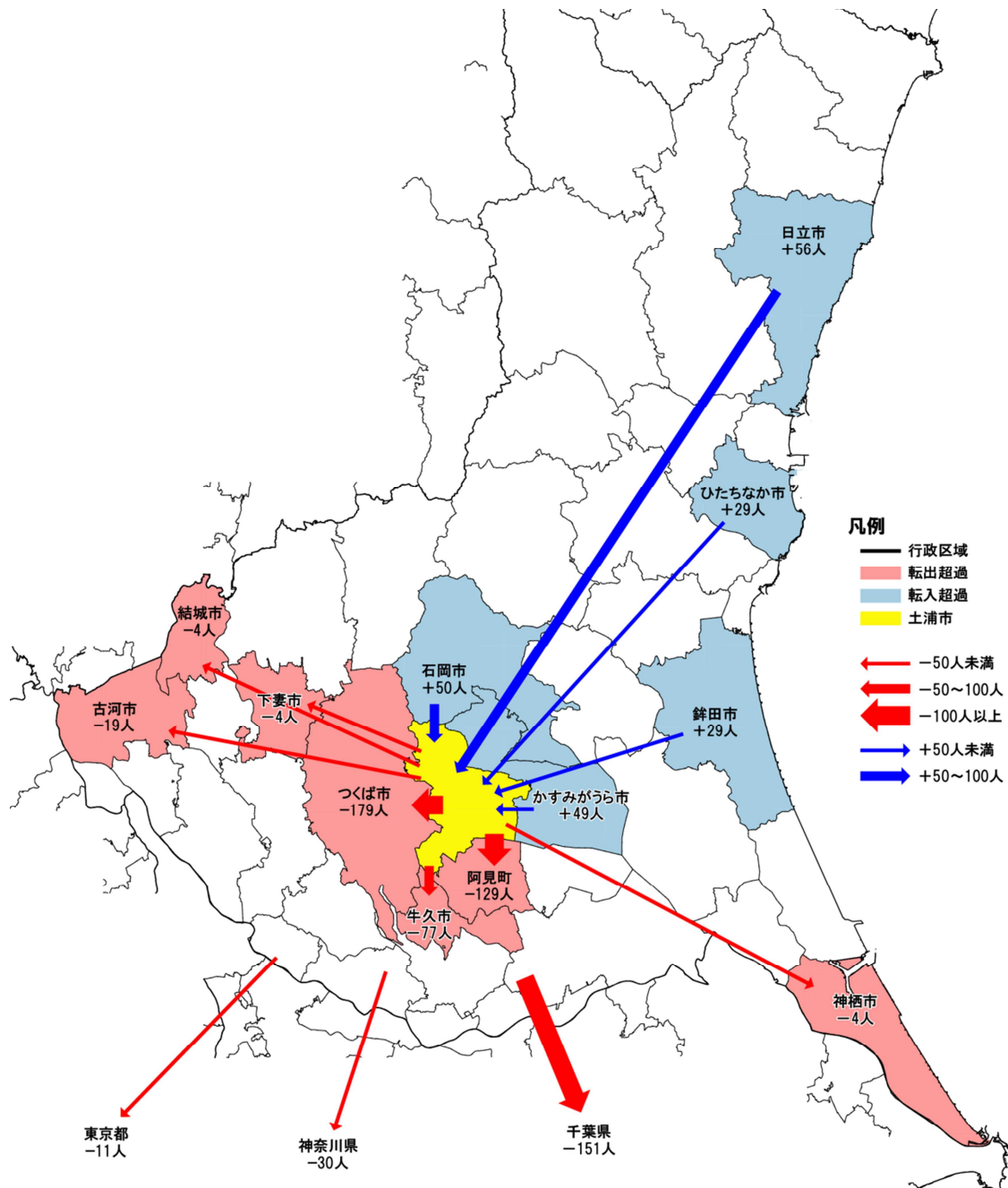
出生死亡・転入転出数の推移



出典：総務省「国勢調査」

次に、本市と他の自治体との間の社会移動の状況をみると、令和2（2020）年は、県北に位置する日立市や本市の北東側の近隣自治体である石岡市、かすみがうら市からの転入数が多い一方で、本市の南西側の近隣自治体であるつくば市、阿見町や牛久市、また、県外では千葉県への転出数が多くなっており、本市を中心にして、北から人が流れ込み、南へ人が出ていく人口移動の状況が見て取れます。

土浦市と茨城県内外との社会移動（純移動数）（2020 年）



※県内については、転入超過数及び転出超過数それぞれの上位5自治体の純移動数を表示（転出超過数については、同数で5位の自治体が3自治体あったため、計7本の矢印で表示）

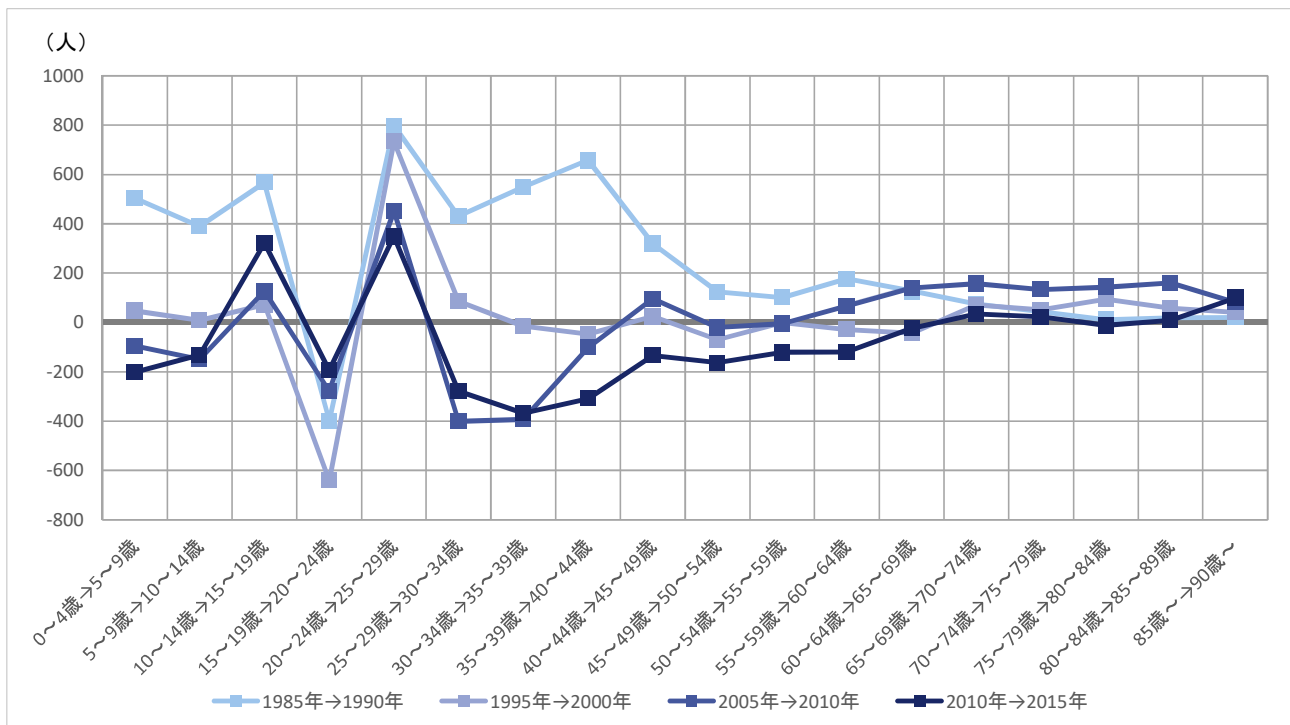
出典：茨城県「常住人口調査」

土浦市と茨城県内外との社会移動（純移動数）については、最新の年に更新しました。

社会移動について、年齢階層別にみると、20 歳代前半までは主に学業進学や就職、20 歳代後半以降は主に転勤などの仕事の都合及び結婚、出産や住宅購入などの大きなライフイベントなどが影響するものと推測されます。

ここで、本市の年齢（5 歳階級）別の転入・転出者の状況をみると、0～4 歳が 5～9 歳になるとき、5～9 歳が 10～14 歳になるとき、25～29 歳が 30～34 歳になるとき、また、それ以降の世代についても、50 歳代の世代までは、転出超過の傾向が続いており、こうした傾向が少子高齢化に拍車をかけていると推測されます。

年齢(5歳階級)別社会移動(純移動数)の状況【全体】



※「○歳→□歳」：X－5年に○歳に該当する人が、X年までの5年間に社会移動で何人増減したかを示す。

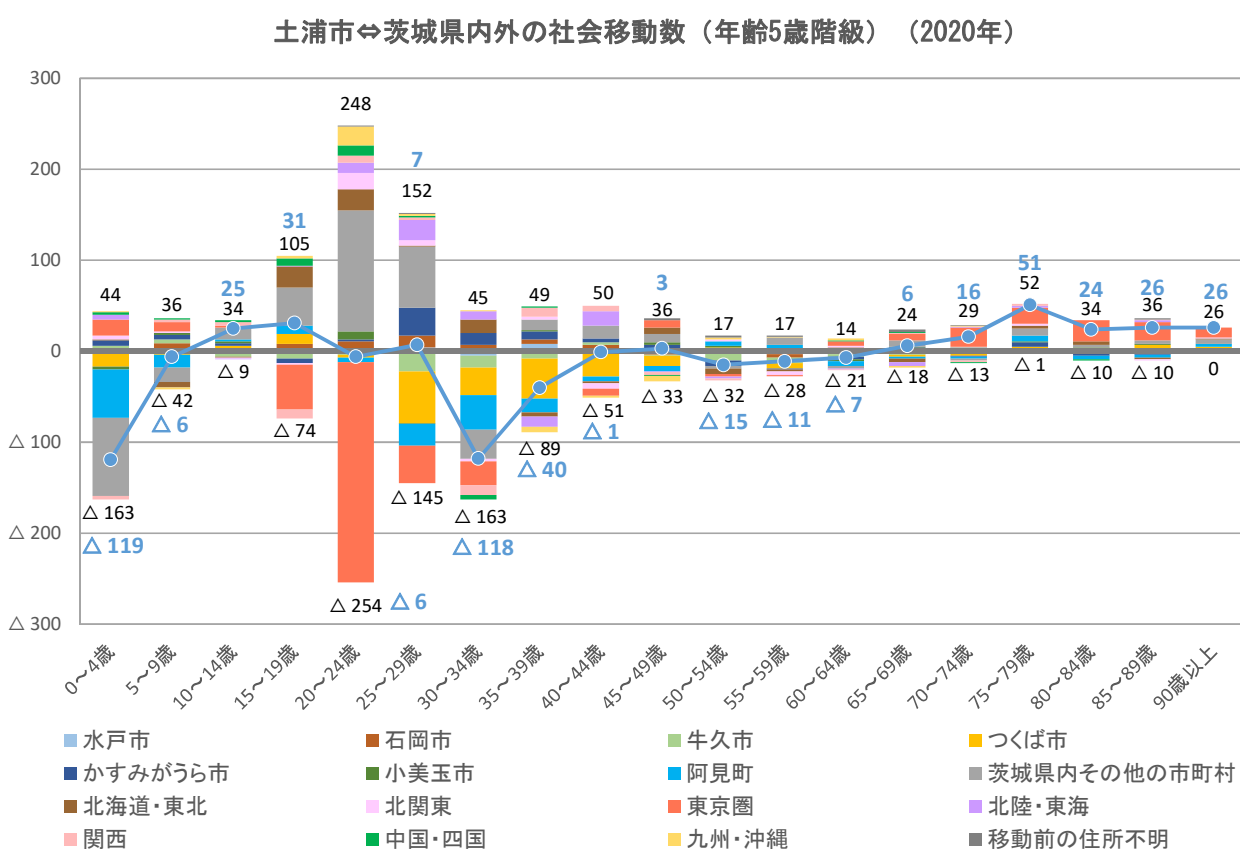
(例) 紫の線の「0～4歳→5～9歳」であれば、平成22(2010)年に0～4歳だった人が5～9歳になる平成27(2015)年までの5年間に社会移動(転入数－転出数)で何人増減したかを示す。

出典：総務省「国勢調査」

令和 2（2020）年の県内外の年齢（5 歳階級）別の社会移動の状況を見ると、10 歳代及び 65 歳以上の年齢階層において、転入超過となっています。10 歳代は、茨城県内の市町村からの転入が多く、これは、本市に所在する大学その他の教育機関への進学を機に本市へ住む学生が多い等の理由が想定されます。65 歳以上の年齢階層においては、東京圏からの転入が多く、定年等による退職を機に、I ターンする等の理由で本市へ転入することが多いなどの理由が想定されます。

一方、9 歳まで及び 30 歳代の年齢階層においては転出超過となっており、出産を機に世帯単位で転出する人が多いなどの理由が想定され、つくば市や阿見町などの県内の他市町村及び東京圏への転出が多くなっています。

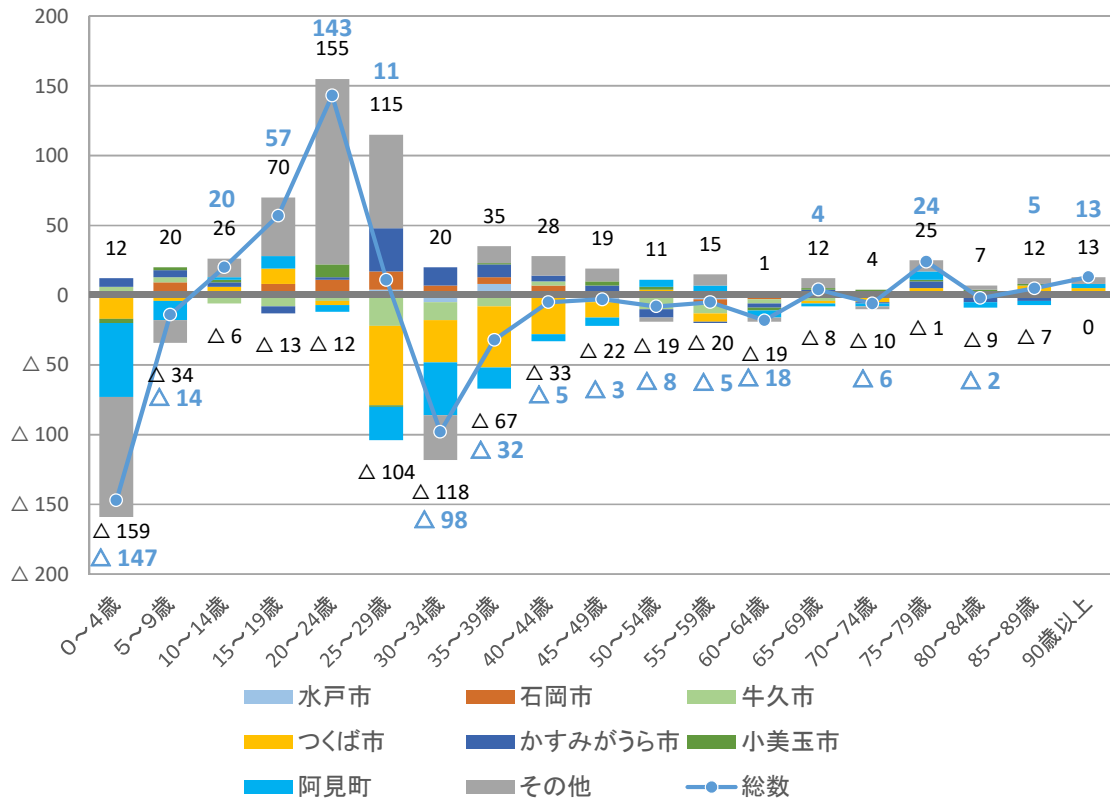
また、20 歳代前半の年齢階層においては、全体を見ると 6 人の転出超過となっていますが、転出者の 9 割以上が東京圏へ転出しており、大学を卒業し、東京圏内への企業の就職を機に転出することが多い等の理由が予想されます。



出典：総務省「住民基本台帳移動報告」

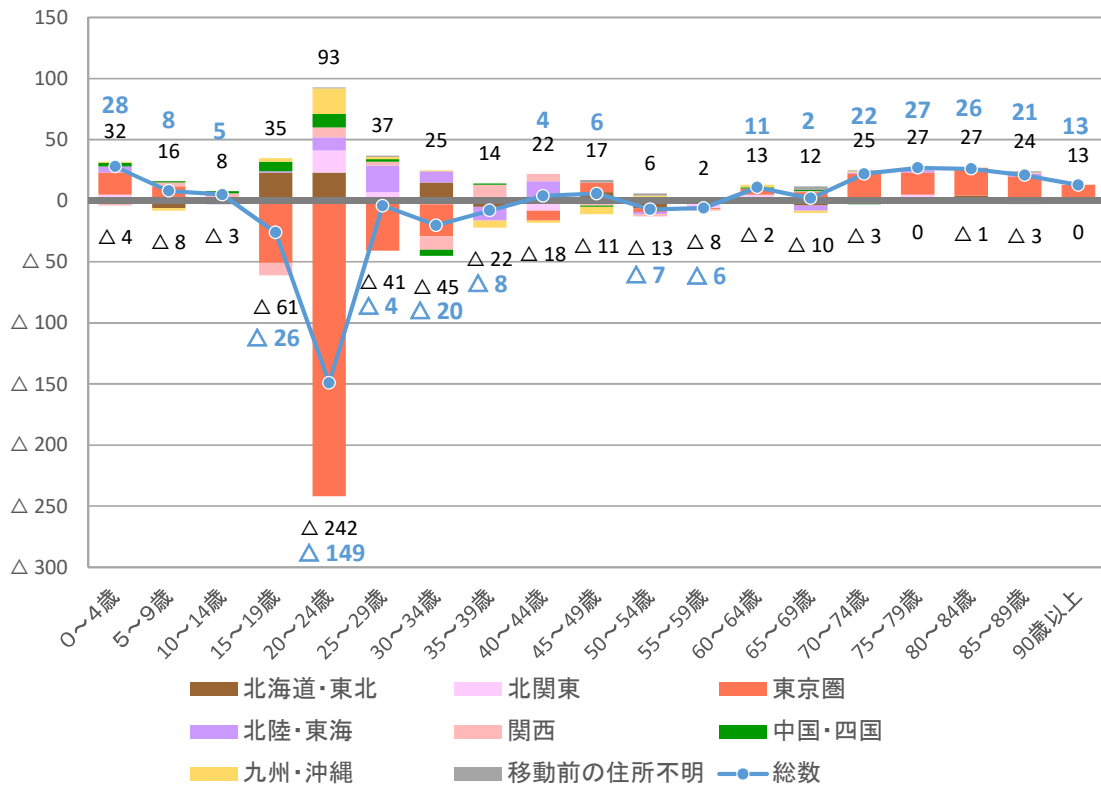
年齢ごとの社会移動の状況について、分析結果を追加しました。

土浦市⇄茨城県内の社会移動数（年齢5歳階級）（2020年）



出典：総務省「住民基本台帳移動報告」

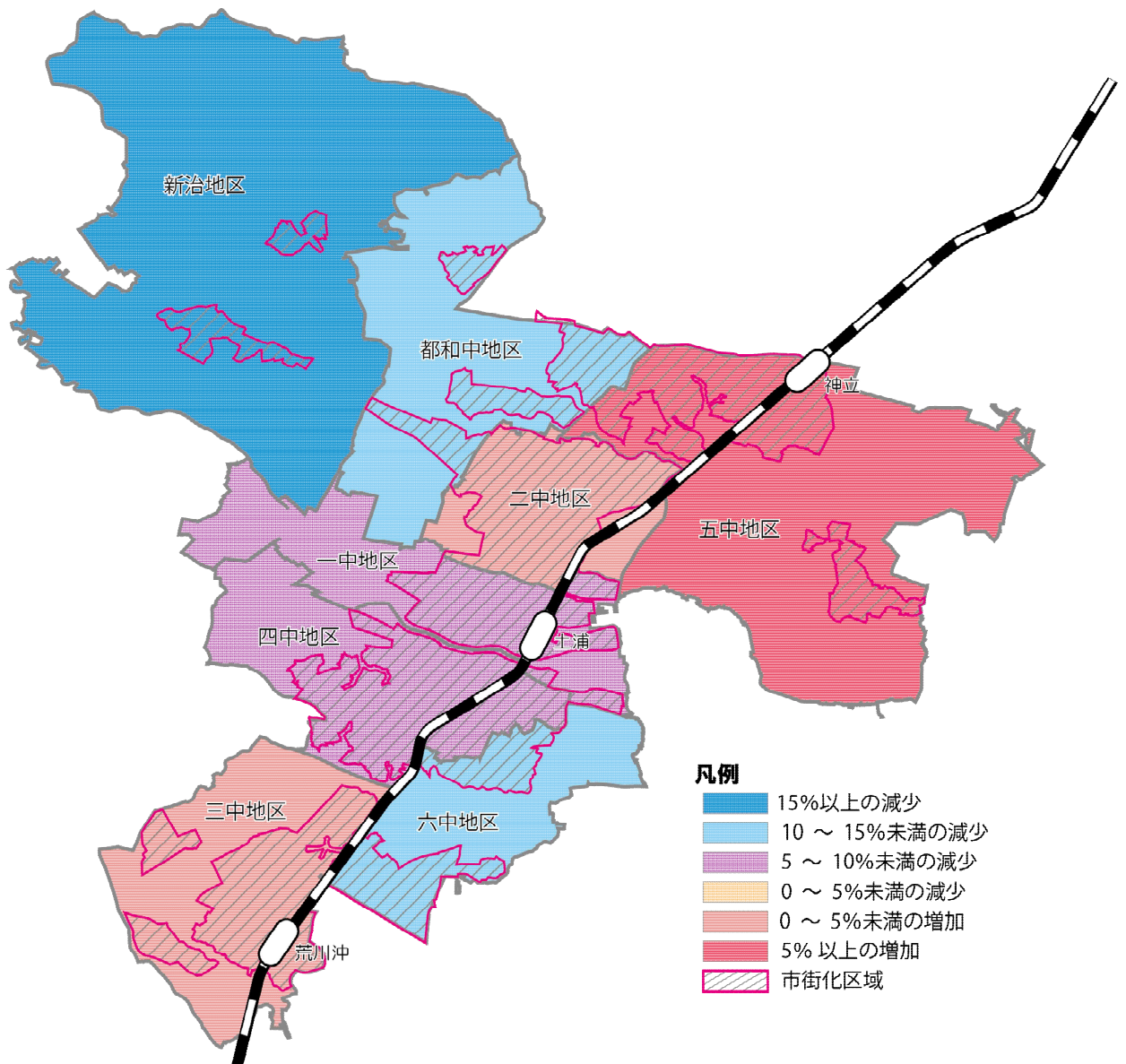
土浦市⇄茨城県外の社会移動数（年齢5歳階級）（2020年）



出典：総務省「住民基本台帳移動報告」

地区別の人口については、本市中央部の一中地区及び四中地区では、5～10%程度の人口減少となっており、北部の新治、都和や南部の六中地区ではより大きな減少となっています。また、神立駅の立地する五中地区や隣接する二中地区、荒川沖駅の立地する三中地区は増加傾向にあるなど、地区ごとにばらつきが見られます。

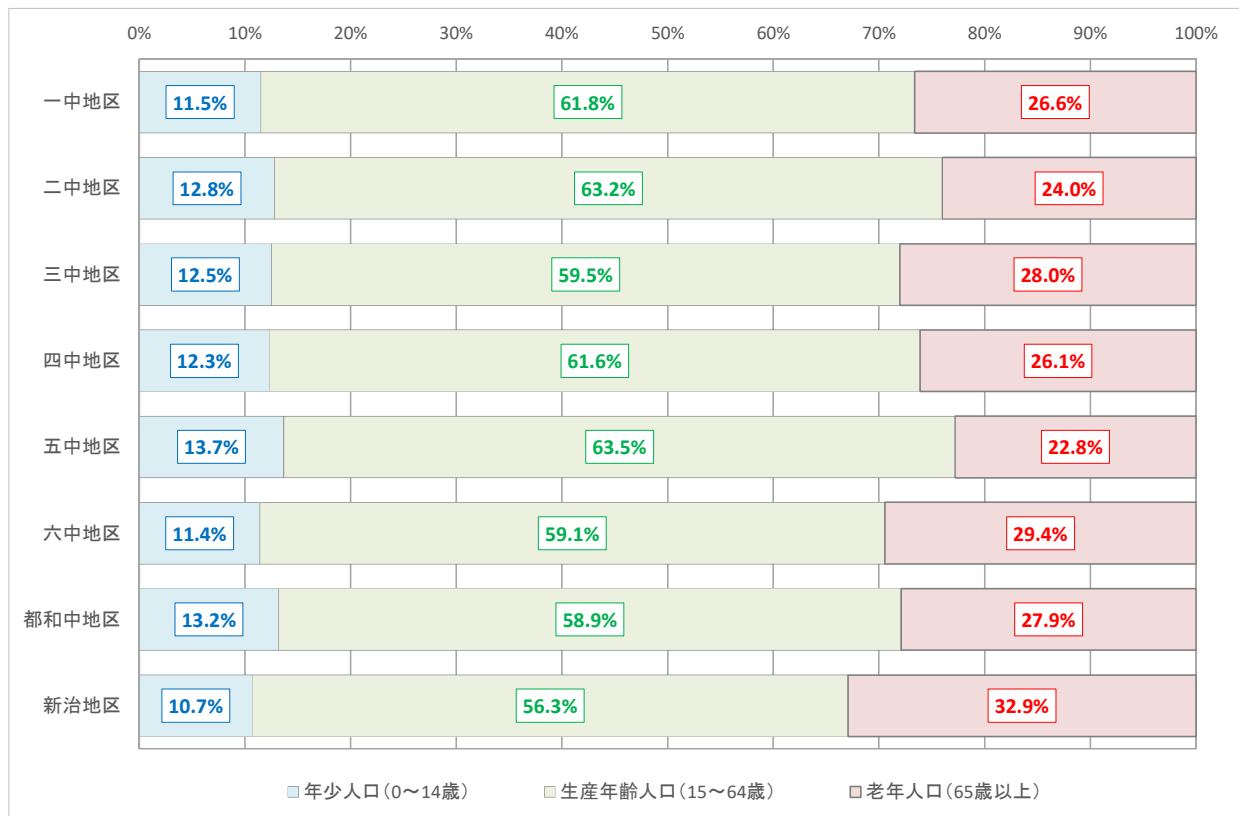
地区別の人口増減(2002 年～2021 年)



出典：茨城県「町丁字別人口調査」(各年4月1日現在)

また、地区ごとの高齢化率をみた場合、新治地区は 32.9%で最も高く、続いて、六中地区が高くなっています。一方、五中地区が 22.8%と最も低いことから、人口減少率が高い地区ほど高齢化率が高くなる傾向があります。

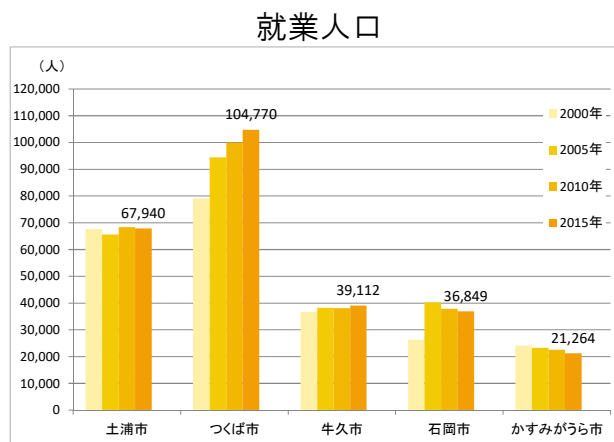
地区別の年齢(3区分)構成



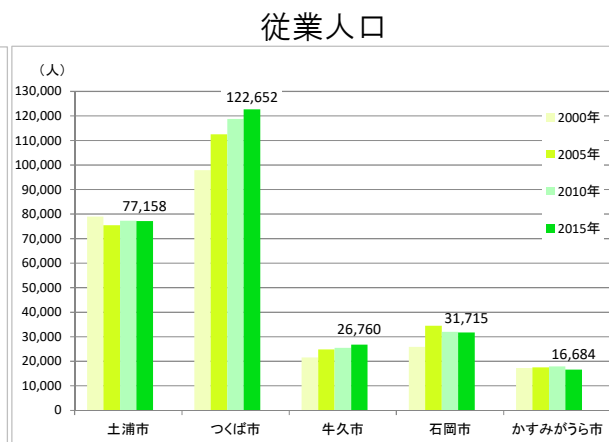
※ 年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

就業人口・従業員はいずれもほぼ横ばいですが、就業人口は 6.8 万人程度、従業員は 7.7 万人程度で、就従比は 1 を上回り、周辺地域から市内に就業者を呼び込む構造となっています。



出典：総務省「国勢調査」

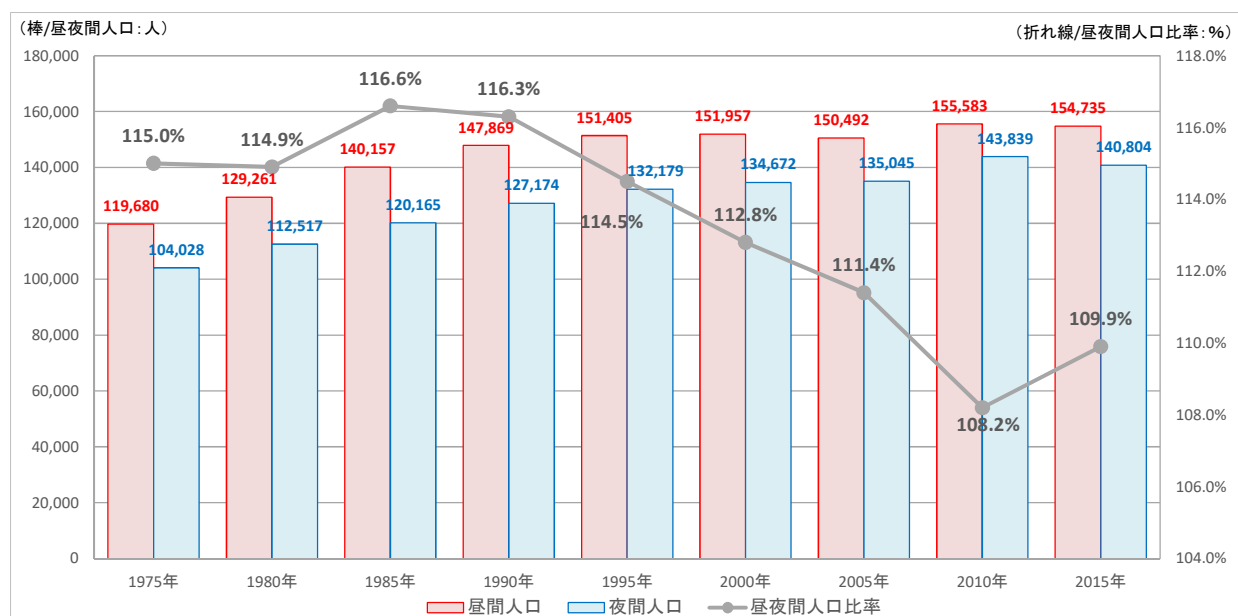


出典：総務省「国勢調査」

昼夜間人口については、本市は、通勤や通学によって昼間に流入する人口が多いことから、昼夜間人口比率は、昭和 50（1975）年以降一貫して 100%を超えています。

また、隣接 5 市町の直近の昼夜間人口比率については、つくば市が 107.6%、牛久市が 84.9%、石岡市が 91.6%、かすみがうら市が 85.5%、阿見町が 93.3%となっており、これに対して、本市は 109.9%と高い比率を示していることから、本市が周辺地域との関係において、拠点性を担っていることを示しているといえます。

昼夜間人口の推移



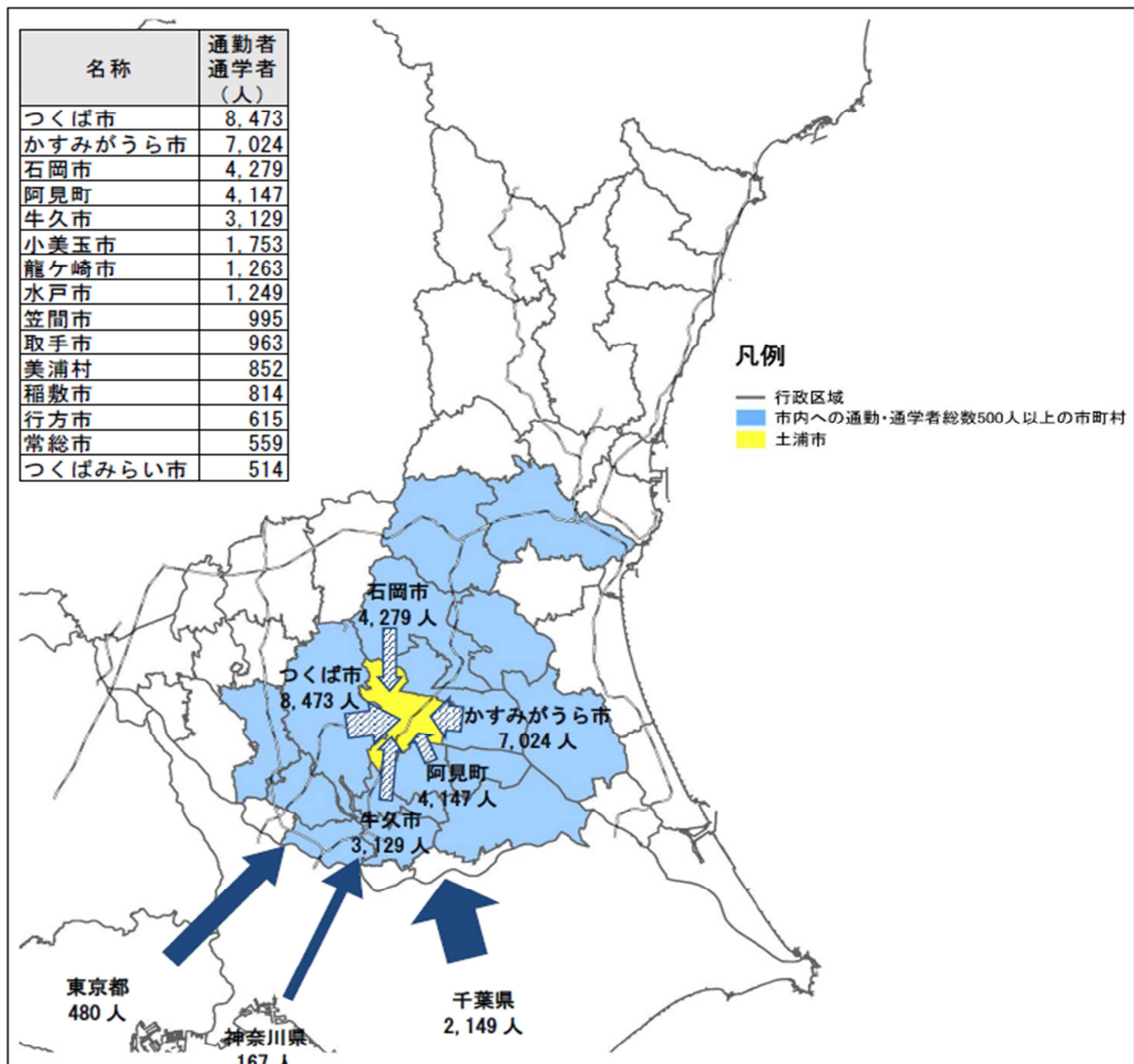
※ 労働力不詳を含み、年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」を基に土浦市作成

通勤・通学については、本市からの通勤・通学先はつくば市及び東京都が多く、本市への通勤・通学元はつくば市、かすみがうら市等の近隣自治体が多くなっています。

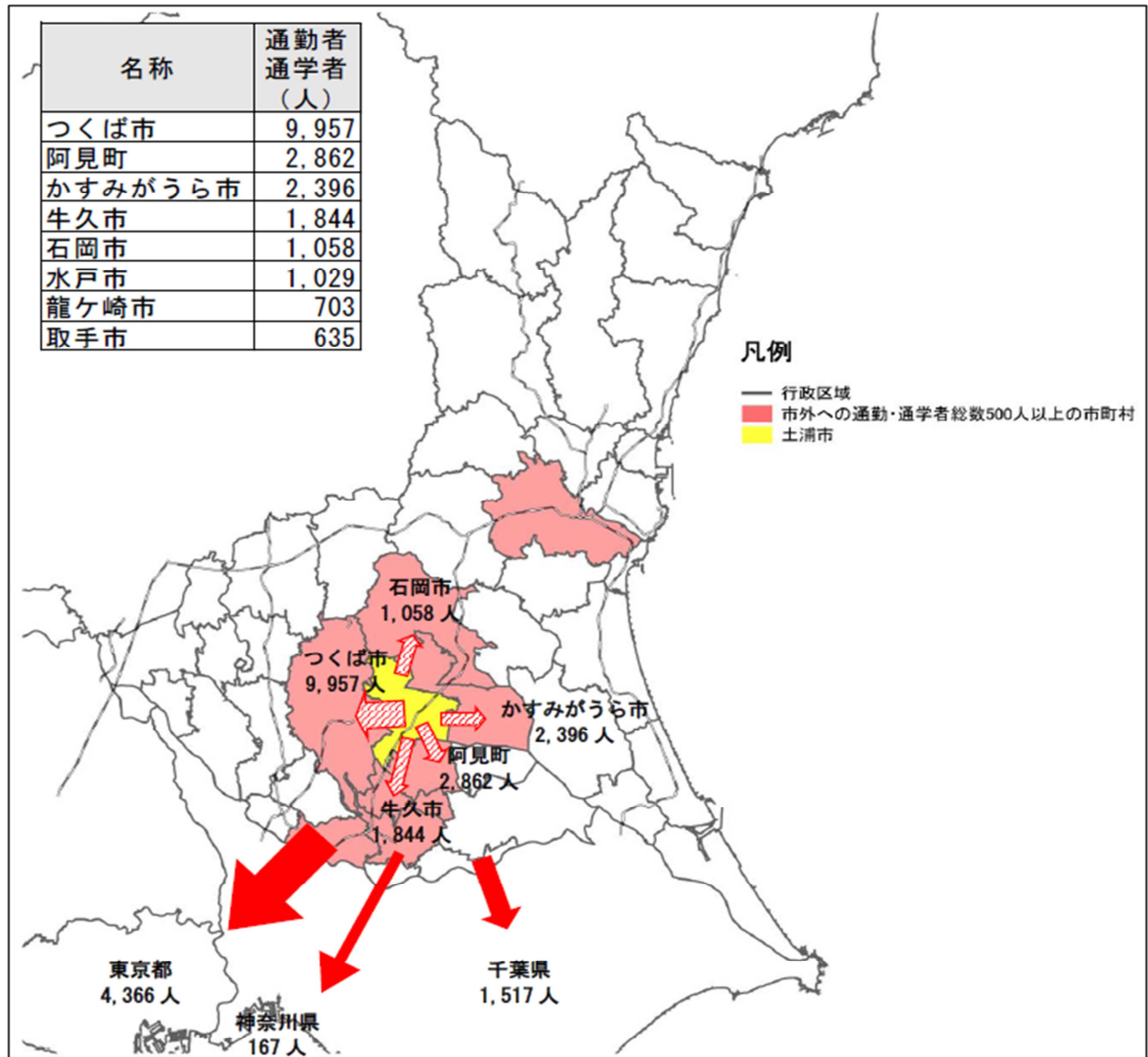
このデータからも、本市は、周辺地域との関係性においては、通勤・通学者を迎え入れる拠点性を備えた都市であることが分かります。特に、本市からの通勤・通学者数及び本市への通勤者・通学者数共につくば市が最も多いことから、つくば市とは高い一体性が確認されるところです。また、東京圏との関係性においては、東京圏のベッドタウン的な側面を有することもうかがえます。

土浦市内への通勤・通学者数



出典：総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

土浦市在住の通勤・通学者数

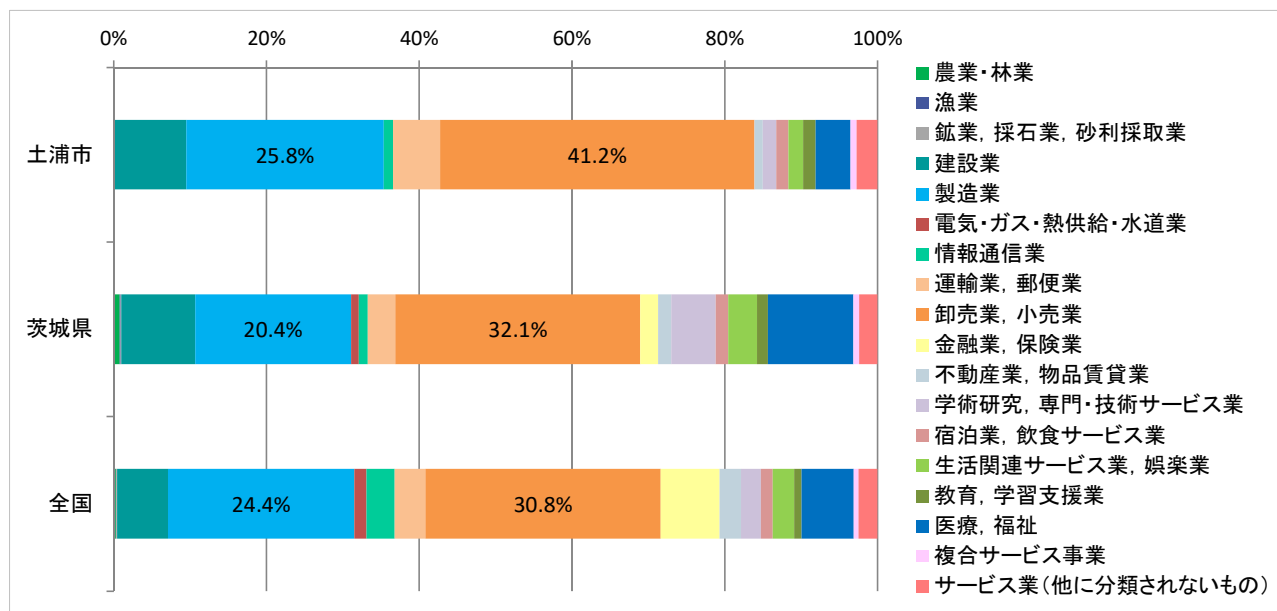


出典：総務省「国勢調査」(平成 27(2015)年)

(3) 産業

産業別の売上高をみると、卸売・小売業が全体の40%、製造業が25%を占め、これらは県平均を上回ることから、商業・工業に強さがみられます。

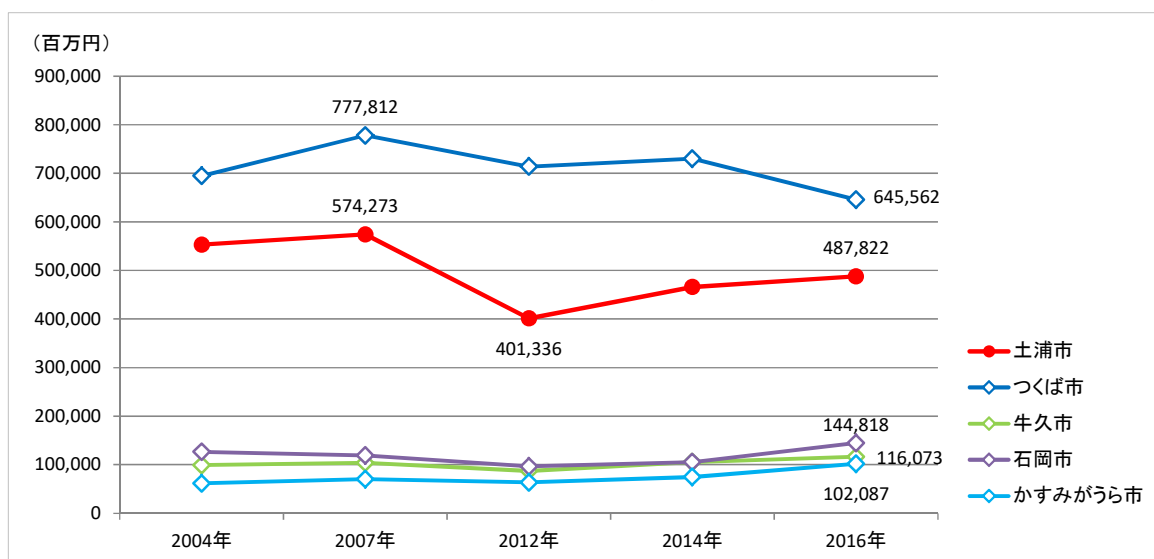
売上高構成比(産業大分類別・企業単位)



出典：総務省・経済産業省「経済センサス」(平成 28(2016)年)

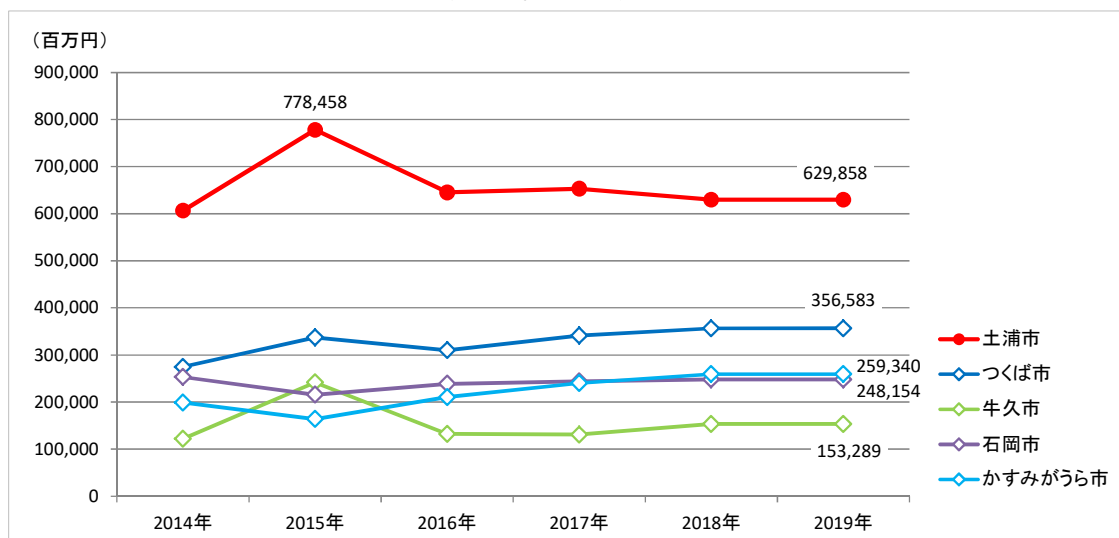
また、周辺自治体と比較した場合、年間商品販売額は、つくば市に次いで高く、平成 24 (2012) 年にいったん下がったものの、回復基調にあります。次に、製造業出荷額等は最も高い値となっていますが、減少傾向が続いており、周辺自治体との差は縮まりつつあります。さらに、農業産出額は中位ですが、農家数等は年々減少傾向にあります。

年間商品販売額



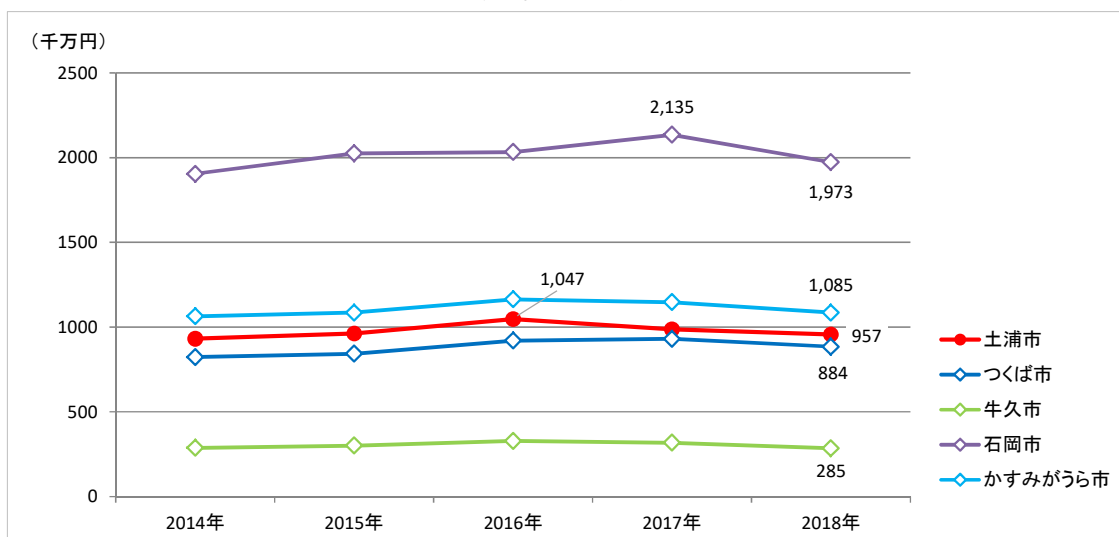
出典：経済産業省「商業統計調査」

製造業出荷額等



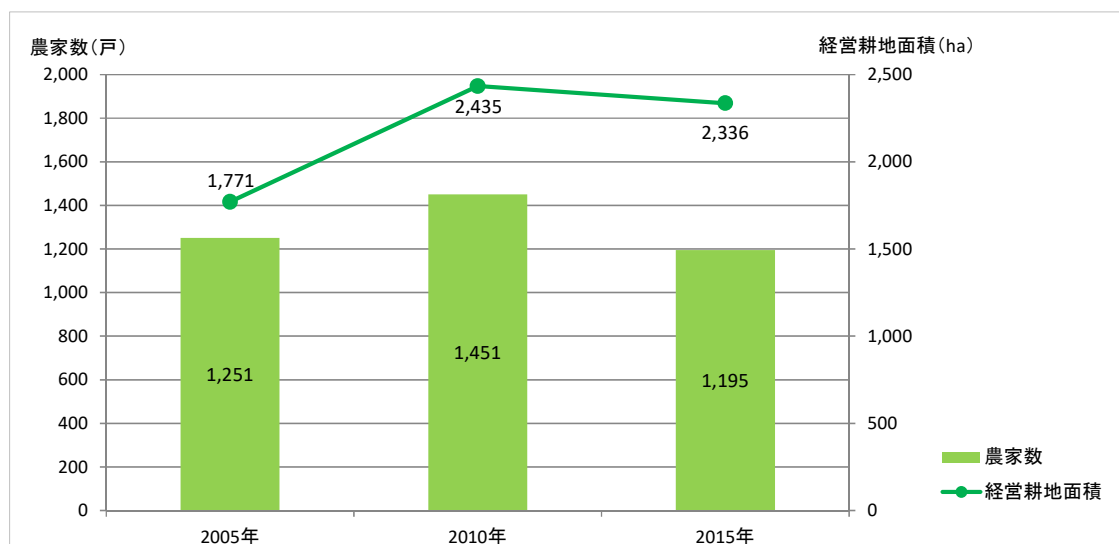
出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス」

農業産出額



出典：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

農家数・経営耕地面積の推移



資料：統計つちうら

(4) その他

ア 防災

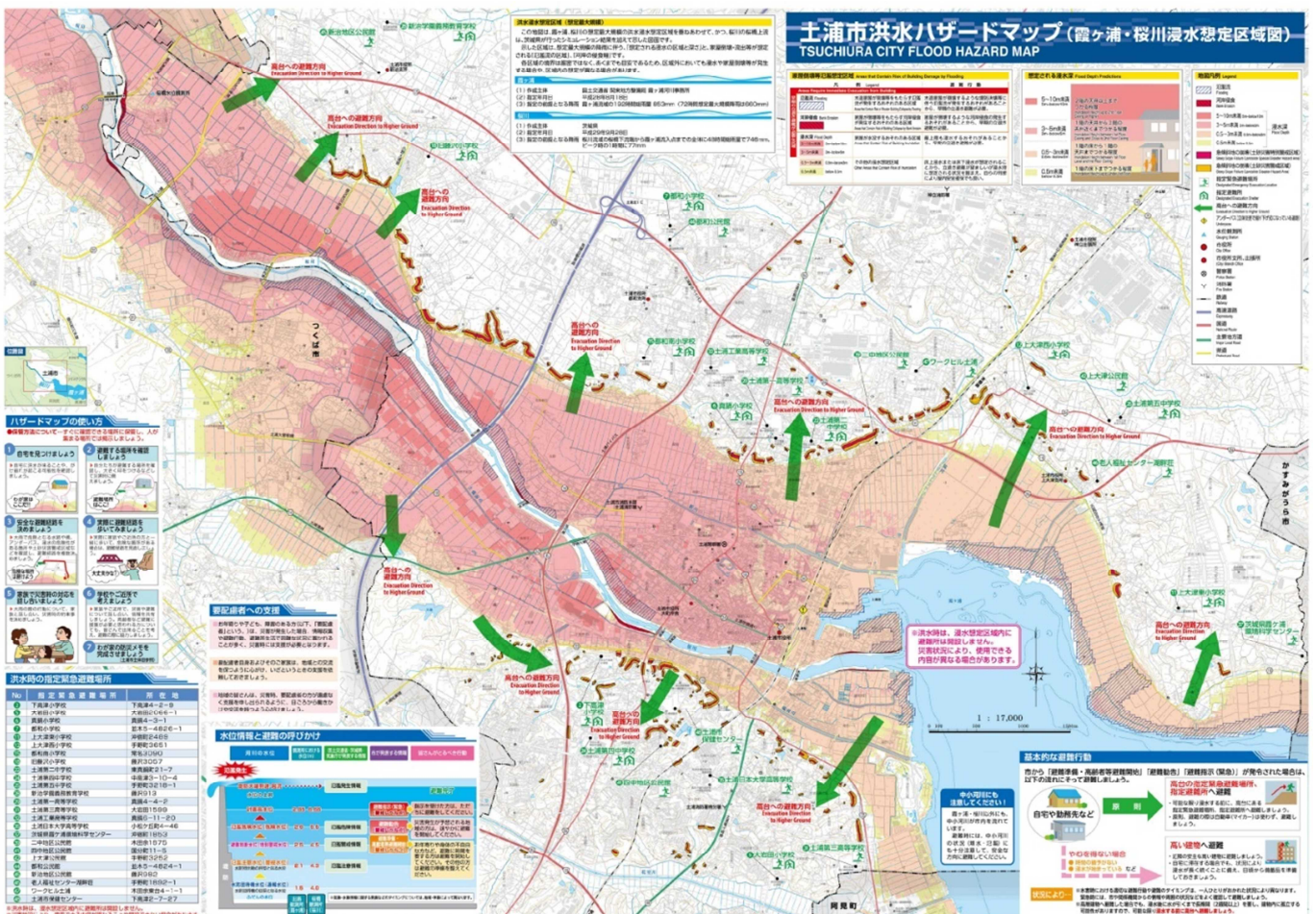
本市では、過去には、明治 28 (1895) 年の霞ヶ浦付近の地震と大正 12 (1923) 年の関東大震災で市域に大きな被害が記録されています。また、平成 23 (2011) 年の東日本大震災においても、市域全体で被害が発生しました。

茨城県に大きな被害をもたらすおそれがある地震のうち、特に本市に影響があるものとして、茨城県南部の地震の発生が想定されており、発生した場合は、マグニチュード 7.3 と茨城県地震被害想定調査により推定されています。

昭和以降に発生した風水害では、昭和 13 (1938) 年 6 月～7 月の梅雨前線、昭和 16 (1941) 年の台風 8 号、昭和 36 (1961) 年 6 月の梅雨前線による災害で、数百～数千戸の浸水被害が発生しました。また、昭和 61 (1986) 年 8 月の温帯低気圧でも、浸水被害等が発生しています。

地形的には、本市中心部を流れる桜川や霞ヶ浦周辺では、洪水の危険性が指摘されており、河口付近では 3 m 未満の地域が多いものの、より内陸側では最大 10 m もの浸水可能性がある箇所が存在します。また、その他中小河川においても、水害の危険性が存在します。加えて、桜川によって形成された河岸段丘と低地部の境には崖地が存在し、土砂災害の危険性も指摘されています。

さらに、新型コロナウイルス等の感染のおそれがある状況下において、地震、風水害等の自然災害が発生した場合の複合災害に備えるため、感染リスクを低減させる取組として、避難所にプライバシーシート、エアマット等を配備しています。



資料：土浦市洪水ハザードマップ

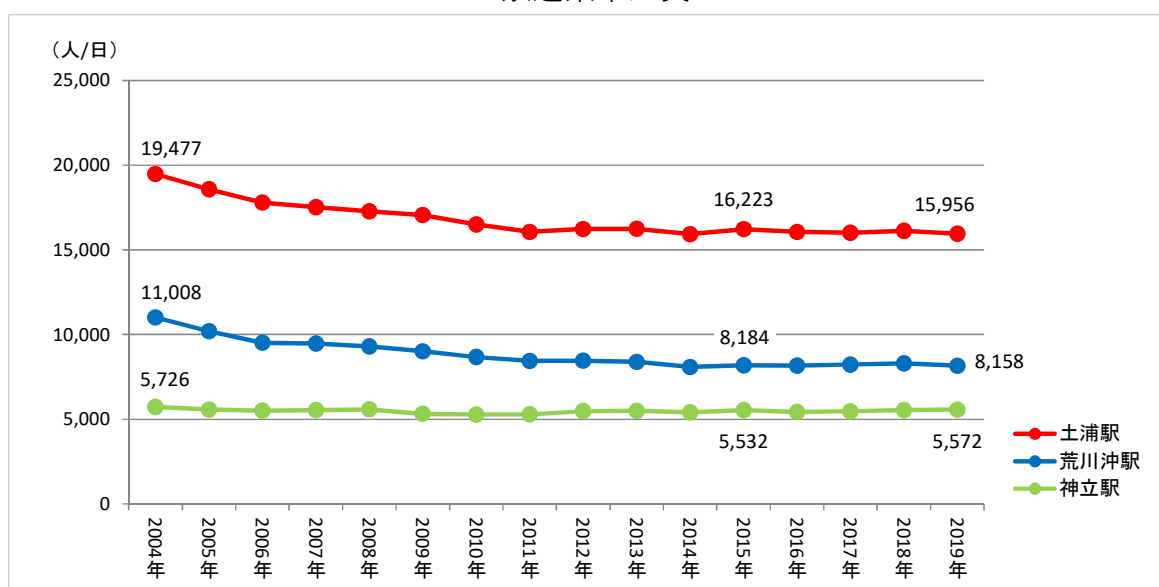
イ 公共交通

市内の3つの鉄道駅の乗車人員数は、土浦駅は、始発駅となっているだけでなく、広域間を連絡する特急停車駅となっていることもあり、乗車人員数が他の駅より多くなっています。また、平成16（2004）年から令和元（2019）年までの間において、神立駅は乗車人員数を比較的維持しているのに対して、土浦駅及び荒川沖駅は大きく減少し、近年は下げ止まりつつあります。

バス利用者数は、最も利用者数の多い関東鉄道バスは、平成23（2011）年を底に増加に転じたものの、平成28（2016）年から再び減少に転じています。また、JRバスは、平成16（2004）年から令和元（2019）年の間で、利用者数が約6割減少しています。

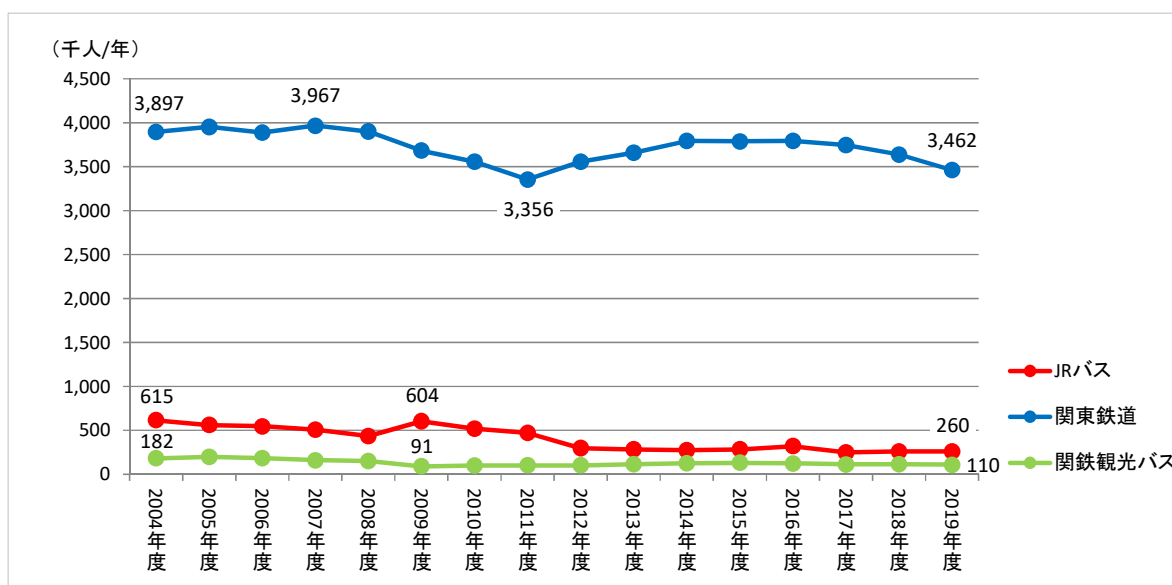
公共交通については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のリスクに対応して、企業のテレワーク、学校のオンライン授業等就業・就学形態の変化が急速に進んでいることから、今後、利用者数の大幅な減少が危惧されます。

鉄道乗車人員



資料：JR 東日本ホームページ

路線バス利用者数



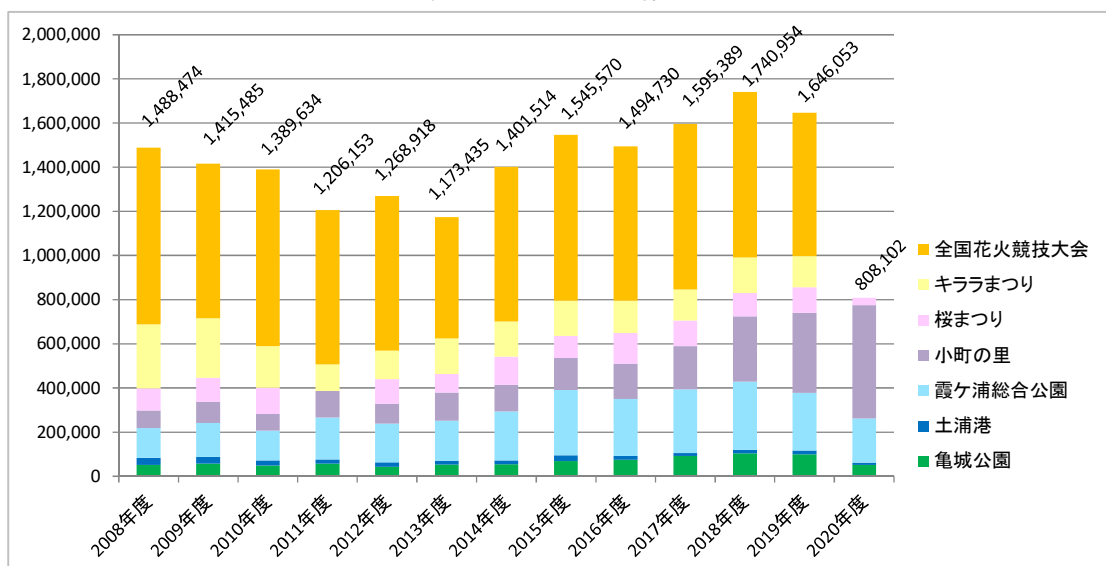
資料：統計つちうら

ウ 観光

本市の観光入込客数は、全国屈指の知名度を誇る「土浦全国花火競技大会」への来訪者が最も多くを占めています。また、近年は、約 16 万人から約 17 万人で推移していましたが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、「土浦全国花火競技大会」も中止になるなどにより、来訪者数は約 8 万人、対前年度比で 50%の減少となっています。

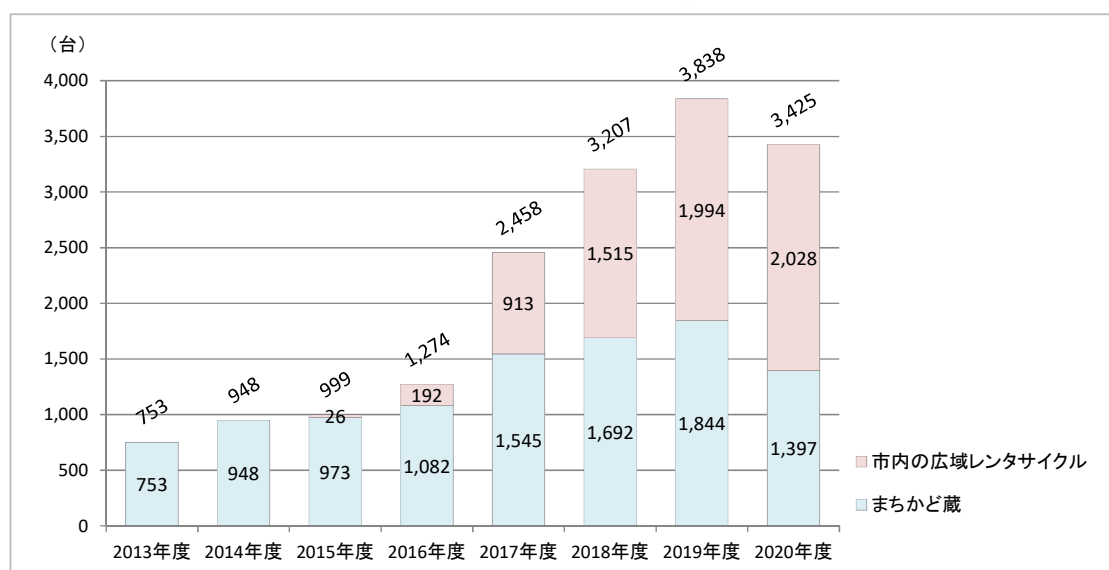
一方で、我が国有数のサイクリングコースとして、平成 28（2016）年 11 月に全長約 180 kmの「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が開通しました。また、サイクリング拠点施設として、平成 30（2018）年 3 月にはＪＲ常磐線土浦駅ビル内に、茨城県、ＪＲ東日本及び本市が整備を行った「りんりんスクエア土浦」が、平成 31（2019）年 3 月にはつくば霞ヶ浦りんりんロード、川口運動公園に隣接して、本市が整備を行った「りんりんポート土浦」がそれぞれ開業するなど、自転車利用環境の整備が着実に進んでおり、サイクリストを始めとする多くの来街者が本市に訪れるようになっていきます。

観光入込客数の推移



出典：観光客動態調査地点別集計表

土浦市内におけるレンタサイクル貸出台数



資料：第2次土浦市観光基本計画

また、令和元（2019）年 11 月には、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が、国が創設した「ナショナルサイクルルート」に指定されたことから、今後は、まちづくりの一環として、本市の充実した自転車利用環境の活用による更なる交流人口の拡大が見込まれるところです。

つくば霞ヶ浦りんりんロード



資料：茨城県ホームページを基に作成

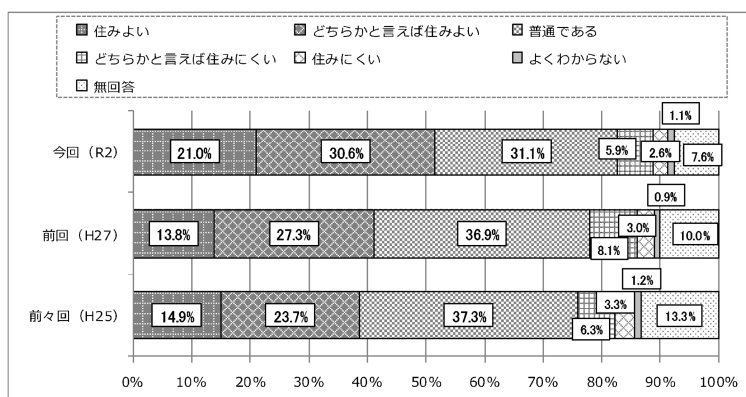
第3節 市民意見の取りまとめ

(1) 土浦市民満足度調査

本市では、総合計画に基づく各施策について、5年に一度、市民の意向を把握するために市民満足度調査を実施しています。以下に令和2(2020)年度に実施した調査の結果を示します。

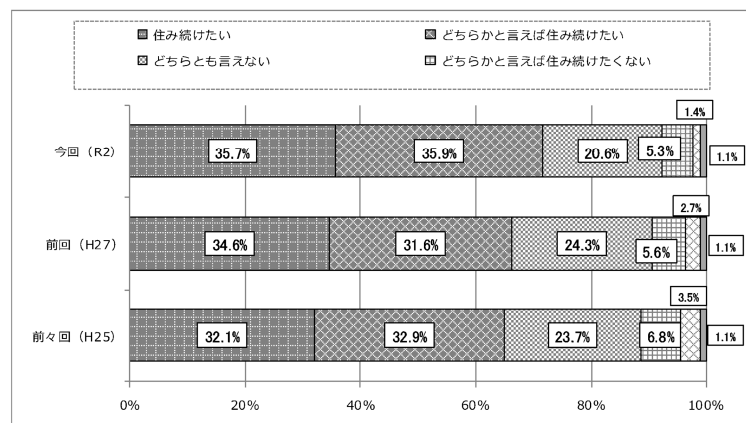
調査対象者	市内在住の満18歳以上の男女
調査期間	令和2年10月20日(火)～11月20日(金)
調査対象者数	5,000人
回収※	2,379人(回収率48.1% ※回収は、郵送又はWEB回答による。)

◆住み心地 (R2 : N=2,379、H27 : N=1,188、H25 : N=1,369)



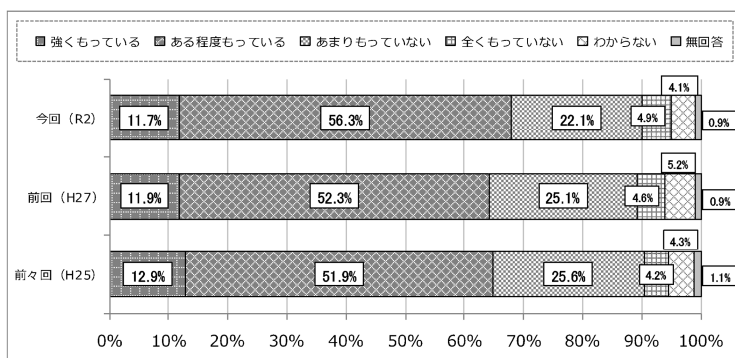
土浦市の住み心地については、「住みよい」が21.0%、「どちらかといえば住みよい」が30.6%で、合わせて「住みよい」が51.6%となっており、前回の41.1%と比較して、10.5ポイント増加しています。

◆定住意向 (R2 : N=2,379、H27 : N=1,188、H25 : N=1,369)



今後の定住意向については、「住み続けたい」が35.7%、「どちらかといえば住み続けたい」が35.9%で、合わせて71.6%となっており、前回の66.2%と比較して5.4ポイント増加しています。

◆土浦市への愛着心 (R2 : N=2,379、H27 : N=1,188、H25 : N=1,369)



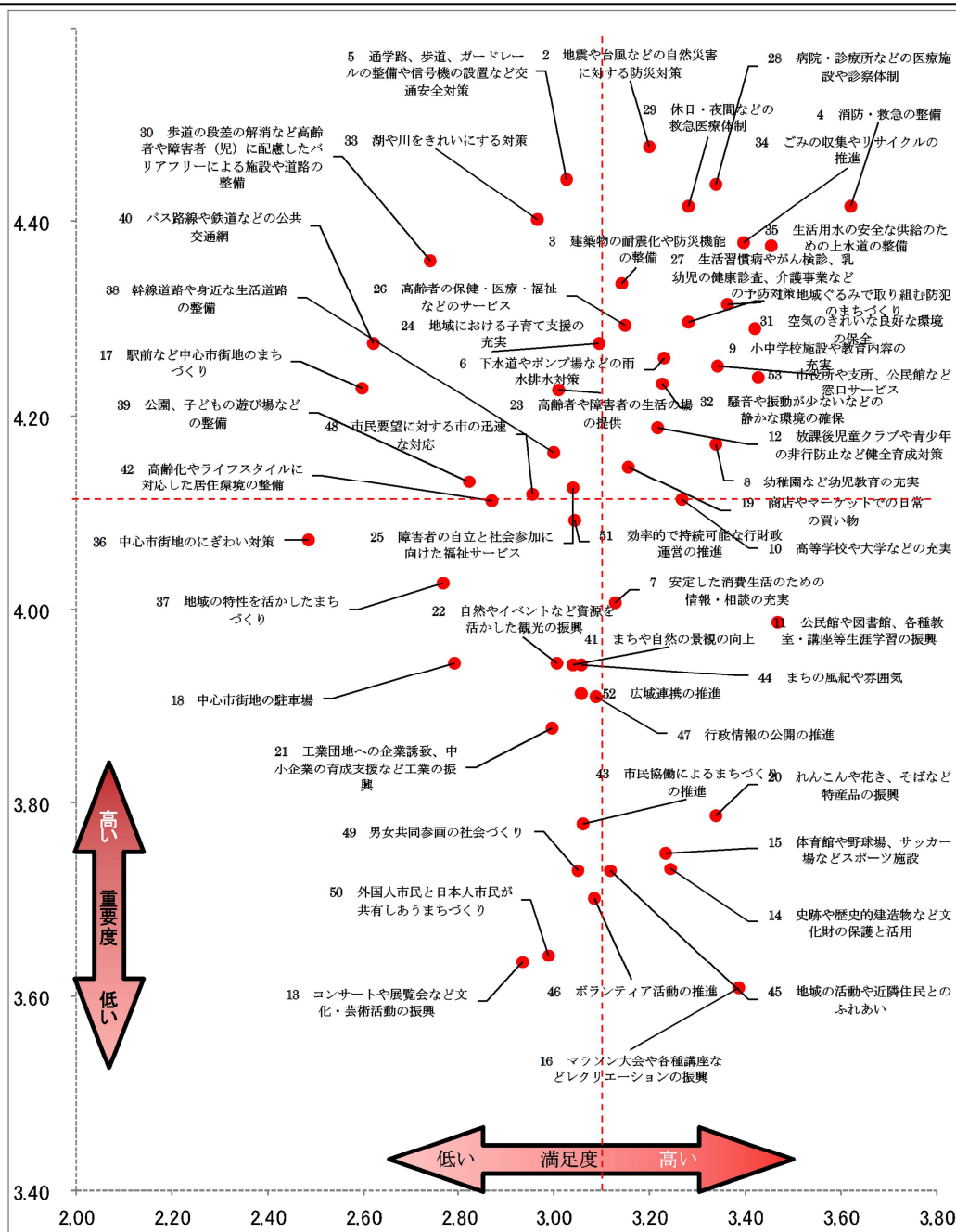
土浦市に「わがまち」といった愛着をもっているかについては、「強くもっている」が11.7%、「ある程度もっている」が56.3%で、合わせて68.0%となっており、前回の64.2%と比較して3.8ポイント高くなっています。

◆土浦市の施策の満足度・重要度について

53 項目の各種施策ごとに「現在の満足度」と「今後の重要度」を 5 段階で評価してもらい、施策ごとの加重平均値を出しました。加重平均値の算出方法は、以下のとおりです。

【加重平均値の算出方法】

加重平均値の算出は、満足している（重要である）を 5 ポイント、やや満足している（やや重要である）を 4 ポイント、どちらともいえないを 3 ポイント、やや不満である（あまり重要でない）を 2 ポイント、不満である（重要ではない）を 1 ポイントとして、それぞれのポイントに回答数を掛け、その合計を回答実数で割って求めます。



満足度・重要度共に高いのは、「休日・夜間などの救急医療体制」、「消防・救急の整備」といった医療系の項目や「小中学校施設や教育内容の充実」、「幼稚園など幼児教育の充実」といった教育系の項目となっています。

一方で、重要度が高い反面、満足度が低いのは、「駅前など中心市街地のまちづくり」、「バス路線や鉄道などの公共交通網」、「バリアフリーによる施設や道路の整備」、「公園、子どもの遊び場などの整備」といった、まちづくりの項目となっており、これらは今後のまちづくりにおける重要な課題であると言えます。

【自由意見まとめ】

◆「土浦市に住んでいてよかった」と思ったエピソード

意見提出者 719 人 提出意見数 979 件

- ・花火大会があること。(誇りである・知人を呼ぶことができる 等)
- ・災害が少ない。
- ・自然が豊かである。(霞ヶ浦・筑波山・桜川 等)
- ・車を持っていれば買物に便利である。(店舗の立地がまとまっている 等)
- ・食べ物がおいしい。(農産物が豊富・新鮮 等)
- ・住みやすい。(自然豊かでのどか・安全・地域のつながり・人柄がよい 等)

◆市民サービスで「もう少し○○なら利用しやすくなる、利用したい」と思ったこと及びこれからのまちづくりについてのアイデアや提案など

意見提出者 732 人 提出意見数 824 件

バス路線の拡大や便数の増加

→限られたバス路線しかなく、利用する機会がないため拡充してほしい。もう少し便数を増やしてほしい。最終時刻が早すぎるため、増便してほしい。

駐車場の利便性

→市役所（ウララ）を利用する際の立体駐車場が狭く駐車しづらいため不便である。平地に作ってほしい。市営駐車場の料金をもっと安くしてほしい。

キララちゃんバスの拡充

→運行間隔が空きすぎて使いづらい。地区の隅々までカバーしてほしい。

ゴミ袋の料金

→もう少し安くしてほしい。

(2) まちづくりの提案に関する意見募集

本市では、市政やこの総合計画の策定に向け、市民との協働のまちづくりの一環として、御意見や御提案、地区の課題等をお聞きする意見募集を実施しています。以下に令和2（2020）年度に実施した調査の結果を示します。

募集対象者	市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している方及び市内に事務所などのある個人又は法人若しくは団体の方
募集期間	令和3年2月16日（火）～3月16日（火）

◆「土浦市に住んでいてよかった」と思ったエピソード

- ・公民館等での講座が充実している。
- ・公園が多い。
- ・小学校入学前にランドセルなどを支給してもらえる。
- ・亀城公園を中心として城下町の歴史を感じる。
- ・四季折々の景色が美しい。
- ・都内や空港へのアクセスが便利である。
- ・駅近くに大自然（霞ヶ浦）がある。

◆市民サービスで「もう少し〇〇なら利用しやすくなる、利用したい」と思ったこと及びこれからのまちづくりについてのアイデアや提案など

意見提出者 12人 提出意見数 28件

【意見抜粋】

広報紙の配布方法や発行回数の見直し

→自治会委託以外での配布方法を検討してほしい。委託、郵便、メール配信などはどうか。また、発行回数も月1回でいいのではないか。

公民館等の講座の増設

→各種講座（公民館、交流センター）内で英会話（観光ボランティア通訳にチャレンジ）等の講座を増やしてほしい。

子育て支援の充実

→子育て支援が少ない。また、三中地区に子育てサロンや保育園が少ない。子連れで行ける施設を増やしてほしい。

生ゴミ処理の購入助成

→自宅で生ゴミ処理ができる「キエーロ」に助成金を出してほしい。コンポストより使いやすく、見た目もいいので、利用者が増え、ゴミの削減につながると思う。

土浦駅に北改札口を新設

→JRとの協力で、土浦駅ホームの最北端に北口を作ってはどうか。北口を作ること、土浦駅周辺の開発と駅前人口増加に寄与すると考える。また、ヨットハーバーも駅前となり霞ヶ浦観光の起爆剤になる。

第4節 本市の現状を踏まえた課題の取りまとめ

(1) 新型コロナウイルス感染症収束後の新たな社会を見据えた対応

新型コロナウイルス感染症の影響は、流行と収束を繰り返しながらも数年の間続くものと考えられています。

また、感染拡大防止のための外出抑制や人と人との接触機会の低減といった新型コロナウイルス感染症の流行による人々の行動変容は、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の制約要因となり、従来あった地域社会における人と人とのつながりの弱体化をもたらすこととなりました。

本市においても、「土浦全国花火競技大会」や「かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン」を始め、数多くのイベントが中止になったことで、本市への来訪客が大幅に減少しています。また、地域内における活動が大幅の制限されたことで、人と人との交流の機会は著しく減少していることから、人口減少や少子高齢化とあいまって、今後、地域社会全体の活力が大きく低下していくことが危惧されます。

一方で、医療分野や企業活動を始め、日常における様々な場面でテレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議を始め、人と人との交流が制限された状況下でも社会経済活動の継続を可能なものとするデジタル技術の活用が、感染症の拡大を契機に急速に広まっています。今後、こうしたデジタル技術を活用できる分野が広がっていくことで、人々はより多様な働き方・ライフスタイルを享受できるとともに、年齢、性別、人種や存在する場所などに関係なく、人と人がつながり合うことができるようになることから、感染症収束後においても、地域社会のデジタル化をより一層推進していく必要があります。

これらを踏まえると、本市においては、今後、感染拡大防止と社会経済活動を両立するとともに、あらゆる行政分野において、未来技術の利便性を享受しつつも、人と人との心の絆を大切にするバランスの取れた施策を推進していくことが求められます。

(2) 少子・超高齢社会の到来への対応

本市では、超高齢社会に突入している一方で、少子化が進行しており、死亡数が出生数を上回る状況が深刻化することから、今後、自然減に起因する人口減少が拡大していくものと考えられます。

特に、人口減少の克服（抑制）に向けて、極めて重要な要素となる少子化問題を解決するためには、共働きやひとり親家庭の増加を始め、社会環境の変化により厳しさを増している子育てを取り巻く環境や、とりわけ本市においては、子育て世帯の近隣自治体への転出超過が顕著となっている現状も踏まえ、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくことに十分留意しながら、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育てに対する希望に応えるため、時代のニーズに的確に対応した魅力ある子育て環境の更なる充実を図ることが喫緊の最重要課題となります。

合わせて、未来を担う子どもたちが、人口減少下にあっても、豊かな人間性を養い、今後、社会環境がどのように変化しても、心身共に健やかに成長できるよう、地域全体で子どもを守り、育てていくためのきめ細やかな取組が、土浦の輝ける未来への展望を切り開く第一歩となります。

また、少子化・高齢化の進展は、地域社会や生活を支える生産年齢人口の相対的な減少を意味します。ここで、社会移動の状況をみた場合、本市では、子育て世帯の近隣自治体への転出超過と合わせて、東京圏からの65歳以上の高齢者の本市へ転入超過が顕著となっていることから、サービスの提供や地域の経済活動を停滞させないためにも、生産年齢人口だけに頼らずとも持続可能な、全世代活躍型の地域社会を構築することが必要となります。

本市は、これまで、市民との協働によるまちづくりを進め、一定の成果を上げています。今後は、こうした従来の市民協働の取組の強化に加え、まちづくりを学ぶ機会の提供等による担い手づくりを進めるとともに、地域力の向上に向けた市民団体等の自発的・自律的な活動を促進することで、地域のつながりや触れ合いを活性化させ、持続可能な地域コミュニティを確立することが重要となります。

(3) 安心な暮らしを享受できる持続可能な社会の実現

平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災、また、近年の各地での激甚化・頻発化する豪雨災害など、私たちの生活を脅かす災害の脅威が目に見えて高まっています。

市民満足度調査の結果をみると、本市は災害が少ない面が評価されていますが、過去には大きな災害も経験しており、地形的にみた場合、桜川流域及び土浦駅周辺の中心市街地は、市の枢要な拠点である一方で、洪水の危険性が指摘されていることから、水害リスクを軽減させる取組が必須となります。

今後、災害の脅威に対抗するためには、これまでのハード・ソフト両面での対応や「自助・共助・公助」の3助による対応に加え、大規模災害発生時には社会経済活動の維持・継続に向けた対応や市町村及び都道府県をまたぐ広域での対応など、これまでと異なる取組も必要になってきます。さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染のおそれがある状況下においては、自然災害が発生した場合の複合災害を防ぐための取組も不可欠となります。

また、自然災害の激甚化は、世界的な規模での環境破壊の進行による気候変動が大きく影響していることから、脱炭素・ゼロカーボンを始め、国際社会が推進する地球環境問題の解決に向けた取組に本市も歩調を合わせていかなければなりません。

合わせて、生態系を守り、市民が快適に生活していくためにも、里山や筑波山麓の豊かな山林などの緑の保全や霞ヶ浦や河川の水質改善を始め、身近な環境問題に関する各種取組をより一層進めていく必要があります。

さらに、「SDGs」(持続可能な開発目標)が平成27(2015)年の国連サミットで採択されました。これは、前述のような災害リスクへの対応も含め、持続可能な社会・地球環境を実現するための人類共通の目標として掲げられたものであり、本市の将来においても重要な指針の一つになるものです。

(4) 土浦の特性を生かした将来に向けての取組の推進

社会移動の状況をみた場合、20歳代前半の年齢階層においては、特に東京圏への転出が大幅に超過しています。東京一極集中を是正するためにも、土浦で生まれ育った若者が将来も土浦に住み続けたい、あるいは、土浦から転出した若者がライフステージの転換期において土浦に戻りたいと思えるよう、土浦を愛着を持てるまちに変え

ていくことがより一層重要になります。

一方で、居住地域の郊外化や大規模商業施設の撤退と郊外出店、商業のロードサイド化により活気を失いつつあった中心市街地は、近年、市役所や図書館の駅前への移転など、都市機能の集約を進め、その再生に向けて動き始めたところです。市民満足度調査の結果においても、「駅前など中心市街地のまちづくり」、「バス路線や鉄道などの公共交通網」、「バリアフリーによる施設や道路の整備」、「公園、子どもの遊び場などの整備」といったまちづくりの項目において、市民の関心が高いものとなっていることから、今後も、土浦駅周辺の広域拠点や神立・荒川沖の生活拠点の整備など、公共交通を軸としたまちづくりを進め、市民の日常生活の利便性を高めることで、少子・超高齢社会にあっても持続可能な都市構造を実現していく必要があります。

また、本市は、商工業を中心に発展を遂げており、生産年齢人口を呼び込むためにも、こうした既存の産業基盤を強化するとともに、新たな雇用創出を促進して、人を呼び、まちに活気を取り戻す必要があります。

さらに、本市には、霞ヶ浦や筑波山麓という水と緑に恵まれた自然環境、夢とロマンあふれる歴史や文化、稼げる農業として日本一の生産量を誇るれんこん、花などの特産物や全国屈指のイベントである「土浦全国花火競技大会」、さらには、「ナショナルサイクルルート」に指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を始め、充実したサイクリング環境など、数多くの「地域の宝」があります。

したがって、今後は、こうした「地域の宝」を生かしたまちづくりに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に地方への移住の関心が高まっていることから、東京圏に近接する地理的優位性との相乗効果により、土浦の新たな魅力を創造することで、生活の場として「オンリーワン」の付加価値を創出し、人口還流の強化に取り組むことが重要となります。

(5) 人の価値観や市民ニーズの多様化・高度化に向けた対応

時代の変化に伴うライフスタイルの変容により、人の価値観はますます多様化しています。本市においても、これまで、多様性と包容力にあふれる地域社会の実現に向けて、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の構築や異なる文化や価値観を互いに尊重し、認め合える多文化共生社会の実現、障害のある人もない人も相互に認め合い、共に生きる社会の実現や高齢者が住み慣れた地域で生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会の形成など、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生するための社会づくりを推進してきました。

今後も、市民や地域社会を取り巻く環境が変化する中で、地域社会を構成する一人ひとりがお互いへの理解を深めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち、自分らしく活躍することでお互いを支え合う地域共生社会の実現に向けて、これらの取組を着実に発展させていく必要があります。

また、少子高齢化や晩婚化が進む昨今では、住民同士のつながりや助け合いの希薄化などに加えて、介護と子育てのダブルケアや、共働きの増加により子どもに介護の負担がかかるヤングケアラーなど、地域や家庭の抱える課題も複雑化しています。

こうした地域や家庭の抱える課題の複雑化による市民のニーズの多様化・高度化に対応するために、地域の様々な課題を包括的に受け止め、市民が主体的にこうした課題を解決するために構築した土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」

の更なる深化に向けた取組などを通じて、地域福祉は、個人ではなく、地域社会全体で担うとともに、市民一人ひとりが関わっていくことで、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の構築につなげていく必要があります。

（６）効率的・効果的な行財政運営と広域連携の推進

これまで取り上げてきた様々な課題に対し、本市が的確な施策を実施していくためには、限られた財源・人材を重点的に投資し、課題解決につなげていく効率的・効果的な行財政運営は必要不可欠となります。

ここで、本市の財政状況は、近年、重点的・集中的に取り組んできた公共施設整備に伴う維持管理費や公債費の増加のほか、増大を続ける社会保障関係費、老朽化した公共施設等の改修・更新費用などの財政的課題に対応していく必要がある一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市税の大幅な減少が見込まれ、予断を許さないものとなっています。

したがって、今後は、行政コスト（人件費、資本費を含めたトータルコスト）などによる費用対効果を検証し、事業のスクラップアンドビルドを始め、不断の行財政改革を行うとともに、人口維持、産業育成など税源増加のための施策の推進、売却、貸付、広告掲載などの保有資産の有効活用、最適かつ適正な公共施設マネジメントの推進、行政デジタル化による業務の効率化と市民サービスの向上など、地方公共団体の責務となる「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、適正な行政運営を推進することで、持続可能な財政運営につなげることが極めて重要となります。

また、本市は、周辺自治体と人口減少や少子高齢化等の共通する課題を抱えている一方で、鉄道や幹線道路といった県内外を結ぶ交通網、サイクリングルートなどの広域の回遊ネットワーク、筑波山麓や霞ヶ浦等の自然環境及びその周辺で発展してきたまちの歴史などを共有しており、これまで、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」や「筑波山地域ジオパーク」を活用した観光分野や地域公共交通の総合的な確保・維持・改善策において、周辺地域とのネットワークの形成を進めています。

今後、人口減少が進み、なおかつ、地域住民の生活行動圏が拡大する中で、市民の暮らしの質の維持・向上を図るとともに、県域全体の発展に寄与するためにも、拠点性を担う本市は、県南の中心都市として、リーダーシップを発揮しながら、周辺自治体とそれぞれの強みを生かした広域での連携による効率的なまちづくりを推進していく必要があります。

本市の現状を踏まえた課題の取りまとめについては、社会経済情勢等の変化により、本市ではどのような課題が顕在化しているのか、課題を解決するため、次に続く施策にどのようにつながっていくかを意識した上で、記載内容を全体的に再精査しました。

第2章 まちの将来像

第1節 将来像

将来像は、本市の長期的かつ総合的なまちづくりの指針である総合計画の中で、令和13（2031）年度を目途に目指す「まちづくりの方向性や将来の姿」を目標として明示するものです。

社会経済情勢等のこれからの変化や本市の抱える課題を踏まえて、次のように設定します。

【将来像】

「夢のある、元気のある土浦」

【将来像の概念】

「夢のある土浦」の創生 ～ 誰もがその人らしく暮らせるまち ～

市民の誰もが、それぞれ抱く夢や希望をかなえることができるよう、個性と多様性を互いに尊重し、その人らしく暮らすことができる、あたたかさあふれるまちを創っていきます。

そして、未来を担う子どもたちが、こうして育まれた環境の中で安心して人生のスタートを切り、大きくなるにつれ、郷土愛を深めていき、生涯を通して土浦で生きていくことを心から誇りに思えるよう、全ての市民にとって「夢のある土浦」を実現します。

「元気のある土浦」の創生 ～ 「地域の宝」で人を呼び込むまち ～

土浦に活力をもたらすために、あらゆる面から市民の暮らしを豊かにするとともに、更なる産業発展を促進します。

合わせて、長きにわたる土浦の歴史と伝統の中で培われてきた本市の「地域の宝」に磨きをかけるとともに、時代の流れに応じて、新たな地域の魅力を生み出すことで、本市ならではの魅力あふれるまちを創っていきます。

さらに、創り出した魅力を通じて、一人でも多くの方に土浦に関心を持ってもらい、人を呼び込むことで、活気あふれる「元気のある土浦」を実現します。

「元気のある土浦」の概念については、新たな魅力の創出の観点を追加しました。

【将来像を支える3つの視点】

将来像を支える3つの視点のうち1及び2を再精査しました。

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、次の3つの視点に基づき、この総合計画を推進していきます。

「人と人がつながり合い、地域社会を支える」

特に関係の深いカテゴリー：人権、市民協働、福祉・医療、防災・防犯、子育て、教育

新型コロナウイルス感染症のまん延をきっかけとして、密の回避・移動の制限など、物理的な人のつながりに制限が加わったことで、人と人とのつながりの在り方自体が変わりつつあります。

一方で、本市においても、少子高齢化や「ダイバーシティ」の考え方の浸透、国際化の進展といった時代の流れに伴い、性別や人種、年齢、障害の有無などにかかわらず、個人を尊重し、認め合う共生の意識を醸成することが必須となります。その上で、地域ぐるみで防犯・防災活動や地域福祉を推進し、子育て及び教育の担い手になるなど、地域社会の一人ひとりがつながり合い、お互いを支え合う、多様性と包容力にあふれた地域共生社会を構築することが極めて重要となります。

したがって、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けて、市民の誰もが居場所と役割を持つことができ、家庭で、地域で、職場でそれぞれが自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。

さらに、こうしたまちづくりを礎に、福祉や医療、防災・防犯、子育て、教育といった各分野において、人と人がつながり合い、地域社会を支えるための各種施策を推進していきます。

「本市ならではの魅力を通じて地域の活力を生み出す」

特に関係の深いカテゴリー：産業、観光、自然環境、歴史・文化、情報発信、福祉・医療、子育て

本市は、水戸街道の陸上交通及び霞ヶ浦を經由した水上交通の要地であり、県南地域の中心地として栄えてきた歴史があります。また、交通インフラの利便性を生かして、産業立地が進んでおり、霞ヶ浦を中心とした観光的な魅力も備える一方で、本市が東京圏の通勤・通学圏内にあることから、東京圏のベッドタウン的な側面を有するなど、多面的な特性を持っています。しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化により、全国の地方都市と同様に、にぎわいが失われつつあることから、地域の活力を取り戻すことが大きな課題となっています。

したがって、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けて、市民が本市の魅力である「地域の宝」を再認識するとともに、本市の特性を生かした新たな魅力を創出することで、郷土愛を育み、かつ、住環境や雇用環境、子育て環境などの側面から市民満足度の高いまちづくりを進めます。

さらに、こうして生み出される人やまちの魅力を効果的に発信し、土浦に興味を持つ人や企業を惹きつけ、移住、産業立地や観光交流等につなげることで、本市ならではの魅力を通じて地域の活力を生み出すための各種施策を推進していきます。

「将来にわたって、持続可能な地域を創造する」

特に関係の深いカテゴリー：自然環境、都市形成、子育て、教育、行財政運営

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークの急速な普及、リモート技術の社会実装、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の活用の推進など、未来技術を活用した社会のデジタル化は現在急速に進行しています。

一方で、環境破壊の深刻化は、気象を始め、自然現象に大きな変化をもたらしており、地球規模で環境問題に本格的に取り組むSDGsや脱炭素の動きも加速化しています。

このような時代の転換点においては、技術革新が生む世の中の在り方の変化を予測しながら、まちづくりを進めるとともに、今の子どもたちが夢や希望を持って羽ばたくことができるよう、未来を約束できる土浦を築いていかなければなりません。

したがって、「夢のある、元気のある土浦」の実現に向けて、自然環境保全と都市形成の両立や子育て及び教育環境の充実を図るとともに、時代の流れに対応した行政運営や中長期的視点に立った財政運営を行うことで、将来にわたって、持続可能な地域を創造するための各種施策を推進していきます。

第9次土浦市総合計画フロー図

(資料Ⅱ)

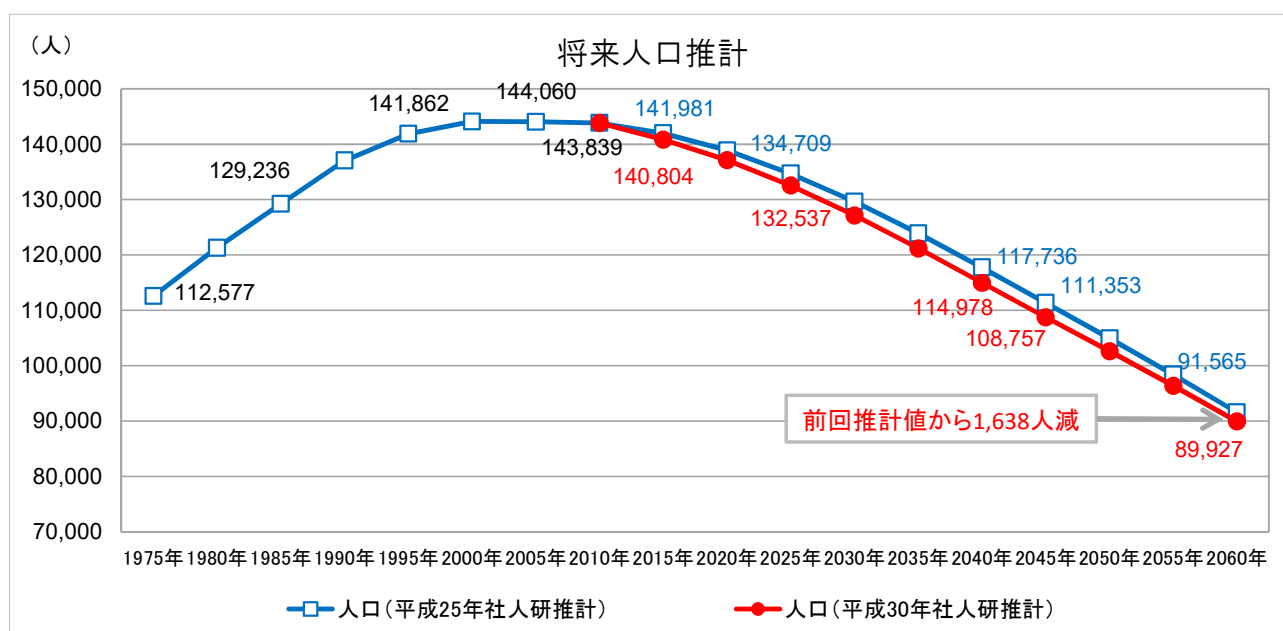
第2節 人口の見通し

(1) 将来目標人口

本市の将来目標人口については、最も一般的な「将来人口推計」データである国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に設定します。

国立社会保障人口問題研究所の最新の推計である平成30（2018）年の推計においては、本市の将来人口は、自然動態の影響が社会動態のそれを上回ることから、令和22（2040）年には11.5万人程度、現在の8割程度まで減少し、さらに、令和42（2060）年には9万人、現在の6割程度になる見込みです。

なお、上述の推計においては、移動に関する仮定において、現状が改善しない推計としたことから、前回の推計である平成25（2013）年の推計に比べて、将来人口における減少傾向は拡大しています。

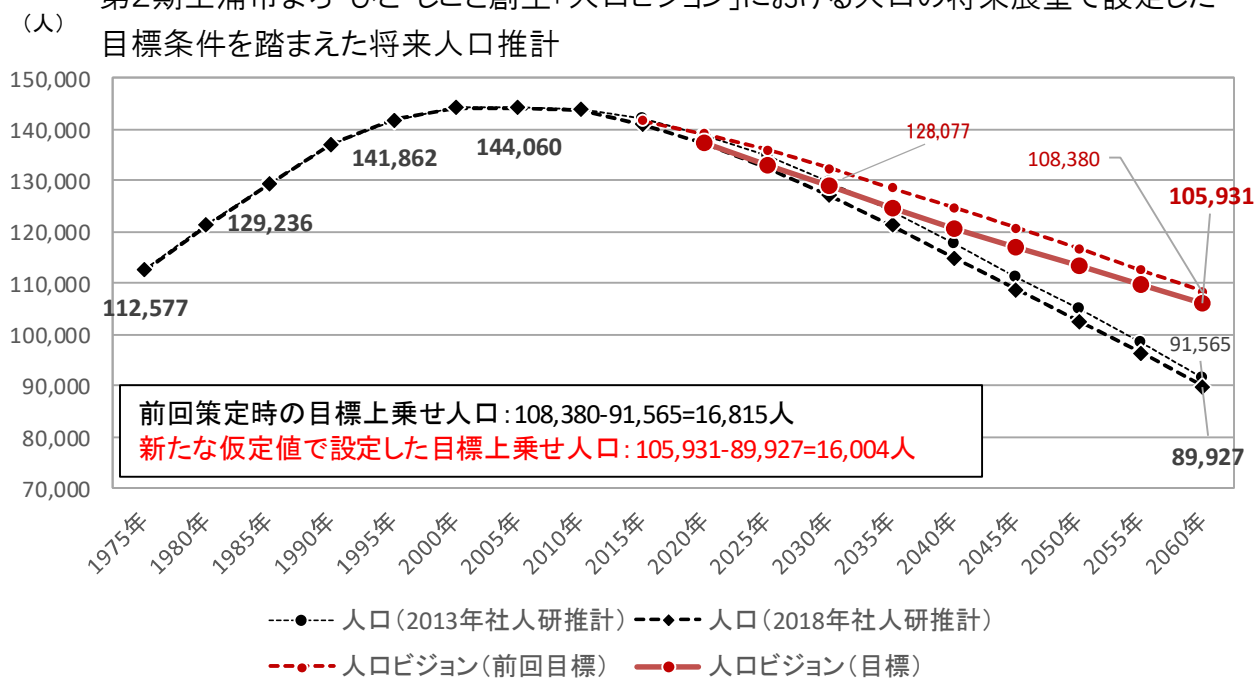


資料：第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

したがって、結婚・出産・子育て世代の出生率の向上や青年・壮年世代の転出超過の改善、中高年世代の転入の促進などを始め、人口減少を克服（抑制）するとともに、人口構造の若返りに向けた実効性の高い施策を進めることで、令和13（2031）年の将来目標人口を設定します。

第9次土浦市総合計画の将来目標人口：128,000人

第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」における人口の将来展望で設定した
目標条件を踏まえた将来人口推計



年/区分	2020年	2025年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	137,153人	133,126人	128,922人	128,077人	127,231人	126,385人	125,539人	124,694人	120,718人	117,056人	113,466人	109,768人	105,931人
年少人口	15,770人	14,793人	14,580人	14,640人	14,700人	14,760人	14,820人	14,880人	15,397人	15,683人	15,524人	15,013人	14,511人
人口比率	11.5%	11.1%	11.3%	11.4%	11.6%	11.7%	11.8%	11.9%	12.8%	13.4%	13.7%	13.7%	13.7%
生産年齢人口	80,748人	77,279人	73,460人	72,520人	71,580人	70,639人	69,699人	68,759人	63,333人	59,873人	57,769人	56,571人	55,387人
人口比率	58.9%	58.0%	57.0%	56.6%	56.3%	55.9%	55.5%	55.1%	52.5%	51.1%	50.9%	51.5%	52.3%
老年人口	40,636人	41,054人	40,883人	40,917人	40,951人	40,986人	41,020人	41,054人	41,988人	41,500人	40,173人	38,184人	36,033人
人口比率	29.6%	30.8%	31.7%	31.9%	32.2%	32.4%	32.7%	32.9%	34.8%	35.5%	35.4%	34.8%	34.0%

資料：第2期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(2) 交流人口・関係人口の拡大

本市では、これまで県南地域の中心として、高い拠点性に支えられたまちづくりを進めてきましたが、本市を取り巻く社会環境等の変化により、本市における人口の社会移動の推移をみると、特に、20歳代後半から30歳代といった若い世代において転出超過の傾向が顕著な状況が継続しています。

そこで、今ある本市の強みを最大限に活用しながら、東京圏を始めとする流出先にはみられない個性ある魅力づくりを進め、市外からの来訪者である「交流人口」を拡大させる必要があります。

さらに、近年、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が若者を中心に増加しており、今後、地域づくりの担い手となることが期待されています。

このような「関係人口」の存在を認識し、こうした人たちの「地域に貢献したい」という想いを受け止めるとともに、継続的な関心や交流を通じ、様々な形で受け入れ、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供していくことが、「交流人口」の拡大とともに重要となります。

したがって、引き続き、本市の魅力あふれる「地域の宝」を戦略的かつ効果的に発信していくシティプロモーション活動に積極的に取り組み、本市の知名度を高めることで、「交流人口」及び「関係人口」を拡大し、本市への人口流入につなげます。

第3節 土地利用の考え方

本市は、筑波山麓と霞ヶ浦に挟まれた地域であり、桜川等の複数の河川が流れています。また、水戸街道などの交通路が整備され、沿道に街が形成されるとともに、街を中心として近くには集落が分布し、土浦を形づくってきました。

このような本市の地勢や現況を踏まえ、基本構想を実現する空間として、土地利用の考え方を以下のように示します。

○市街地ゾーン

古くから本市の核を形作ってきた各鉄道駅周辺に広がる市街地は、商業・業務・行政サービスなどの機能や先人から受け継いできた夢とロマンあふれる歴史・文化など、「地域の宝」が集積する地域です。

J R土浦駅を中心とする市街地地区は、本市の都心部であることから、市内各所との交通アクセスを良好に保ち、市外からの来訪者も含め多くの人が集う、広域的な交流拠点としてにぎわいのある都市機能の充実を図ります。

特に、土浦港周辺地区については、霞ヶ浦とJ R土浦駅周辺の中心市街地との回遊性に配慮しつつ、市民や来街者が集い、水辺に親しむことのできる憩いや余暇空間としての土地利用を推進します。

また、J R荒川沖駅を中心とする市街地地区については東京への近接性を生かした市街地として、J R神立駅を中心とする市街地地区については工業集積を生かした隣接市との交流拠点にふさわしい市街地として、それぞれの特徴を生かして、都心部を補完する南北の副都心としての都市機能の維持・向上を図ります。

合併するまで一つの自治体としてのコミュニティを形成しており、生活機能を支える拠点形成が進んでいる藤沢周辺地区及び基幹病院の移転を契機に人口の集積が進んでいるおおつ野地区については、都心部及び副都心と合わせて、それぞれの地域特性を生かした市街地として、多様な人々が生き生きと安心して暮らし、交流する良好な市街地の形成を図ります。

○集落環境ゾーン

本市の市街地ゾーン及び自然環境ゾーンを除く範囲は、広く、農地・集落・里山が分布する地域となっています。これらの地域には、工業団地などの産業拠点も分布し、市民が住まい、働く場所であり、かつ、身近な自然と触れ合える場となっています。

このゾーンでは、人口減少による集落の空洞化・過疎化を防ぐとともに、適切な土地利用を誘導することで、自然と生活がほどよく両立し、共存するゾーン形成を図ります。

○自然環境ゾーン

本市には、筑波山麓、霞ヶ浦といった茨城県を代表する優れた自然資源が存在します。筑波山麓の緑豊かな自然は、美しい景観を有し、水源涵養・生態系維持などの機能を保持するとともに、霞ヶ浦の水辺環境は、生物の多様性を育み、市民が水と触れ合う機会を提供してくれます。

このゾーンでは、これらの優れた自然環境を守り、継承していくため、水質浄化等の環境保全活動の充実を図るとともに、自然を活用した交流機会の提供など、市民の生活を豊かにする取組を推進します。

加えて、穴塚大池周辺地区の一部・上高津貝塚周辺には、縄文時代の遺跡や古墳などが数多く点在していることから、このエリアにおいては、自然と触れ合える空間としての機能充実を図りつつ、こうした貴重な歴史遺産を保全し、次の世代に継承していきます。

◇都市軸

本市では、ＪＲ常磐線、常磐自動車道、国道６号といった基幹的な交通ネットワークが、本市を南西から北東に貫く形で整備されており、市街地ゾーンもこれらの交通軸に沿って形成されています。

本市においては、この都市軸を基軸として、円滑な交通を実現する幹線道路網の整備や時代に合わせた公共交通サービスの充実を進めることで、各市街地ゾーンや周辺を結び、市民が暮らしやすく、地域が持続可能となる交通ネットワークを構築します。

合わせて、スマートインターチェンジの整備を推進し、まちに活力をもたらすため、交通ネットワークを生かして、各インターチェンジ周辺地区の適切な土地利用の誘導を図ります。

◇自然軸

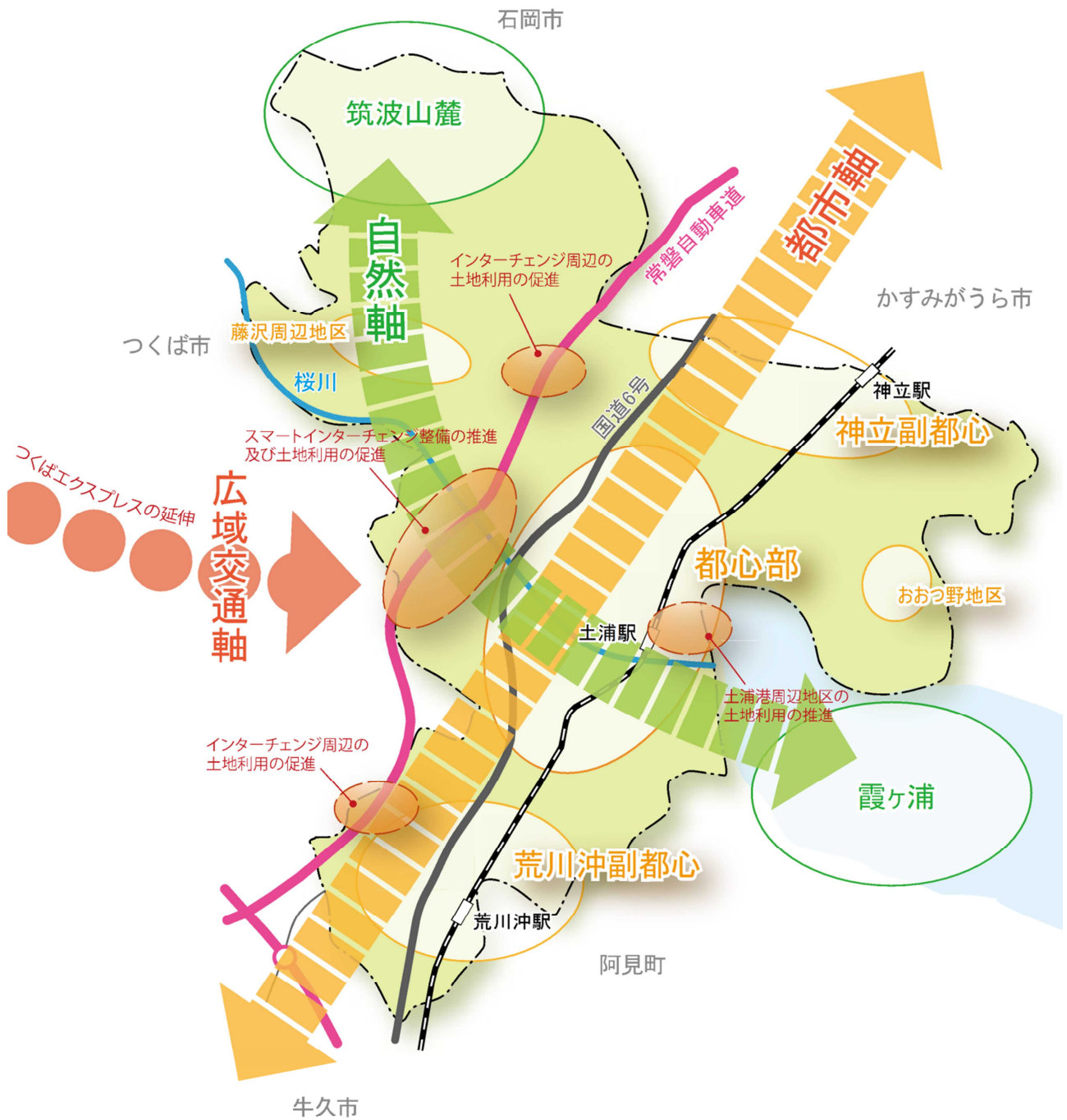
筑波山麓、霞ヶ浦の２つの自然資源とそれらの間に流れる桜川は、本市の自然環境を代表する要素であり、また、運動公園等の緑の拠点も周辺に分布するとともに、サイクリングロードも整備されています。

本市においては、この自然軸を基軸として、水・緑・生物の生態系のつながりを守るとともに、市民が自然を楽しみ、活用する活動をサポートする環境整備を図ります。

◆広域交通軸

本市と高い一体性があるつくば経済圏との交流を促進し、市民の生活利便性を向上させるとともに、県南の中核都市の責務として、県域全体の発展に寄与するため、また、広域的な防災・減災に貢献する観点から、未来の交通ネットワークの形成に向けて、つくばエクスプレスの本市への延伸の実現を目指します。

土地利用イメージ図



【凡例】

- | | | |
|--|---|---|
|  市街地ゾーン |  自然環境ゾーン |  集落環境ゾーン |
|  都市軸 |  自然軸 |  広域交通軸 |

第3章 リーディングプロジェクト

第1節 リーディングプロジェクト

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現をするため、優先的・重点的に取り組むべき政策として、次の4つのリーディングプロジェクトを定め、まちづくりを進めていきます。

リーディングプロジェクト1

子どもが夢と希望を持ち、生き生きと育つまちづくり

少子高齢化に伴う家族形態の変化に加えて、地域のつながりの弱体化や共働き家庭の増加など、社会状況の変化により、子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。

本市では、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの成長に応じた切れ目ない支援を行うために、子育てに関する業務を集約・強化し、幼児期の保育や教育、地域の子育て支援を総合的かつ計画的に行うため、「こども未来部」を創設し、安心して子どもを育てることができる環境整備を推進しています。

これからも、「かがやけ！土浦の子どもたち」を合い言葉に、未来を担う子どもたちが地域とのつながりの中で心身共に健やかに、夢と希望を持って、生き生きと育つ社会を実現します。

また、多様化・高度化する教育保育ニーズに合わせた子育て支援を進めることで、子育て中の家庭が安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するとともに、子どもたちは、「地域で育つ」、「地域で育てる」、「みんなで育てる」という理念のもと、地域全体で連携を図り、子どもと親が共に土浦で安心して暮らし、やがては、土浦を故郷として誇りに思うことができるまちを目指します。

1 子育て環境の充実

子どもと親が共に地域社会の中で安心して暮らせるよう、子育て環境の充実を図ります。合わせて、女性活躍の視点から仕事と子育ての両立の支援に取り組みます。

■主導する取組

【取組1 本市全体の保育の質の向上】（基本目標1—政策方針1）

共働き家庭の増加等による保育需要の高まりや、多様化する教育保育ニーズに対応するため、幼保連携型の「市立認定こども園土浦幼稚園」の整備を含め、保育サービスの基準や保育環境のセーフティネットとしての役割を担う公立保育所と地域の保育施設が一丸となって、本市全体の保育の質の向上を図ります。

・リーディングプロジェクト1については、子どもを視点とした表現として再精査しました。合わせて、政策方針1については、民間保育所と一体とした本市の保育の質の向上となるよう表現を再精査しました。

1 子育て環境の充実（続き）

【取組2 時代に合った子育て支援の充実】（基本目標1-政策方針1）

親子が孤立することがないよう、子育て世帯が地域や家族とつながり、楽しく子育てができるための支援の充実を図ります。

【取組3 仕事と子育ての両立】

（基本目標1-政策方針1/基本目標3-政策方針5/基本目標5-政策方針2）

女性活躍の視点から保育体制を強化することで、保護者の仕事と子育ての両立につなげます。

また、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数が見込まれていることから、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進していきます。

2 経済的支援の充実

子育ての各段階に応じた様々な経済的支援制度について、適宜内容の見直し・拡充を図ることで、子育てに掛かる経済的負担に対する不安の解消に取り組みます。

■主導する取組

【取組1 子育てに係る経済的支援制度の不断の見直し】（基本目標6-政策方針3）

本市では、これまでも、独自に教育・保育無償化の対象外児童の保育料の軽減や小児の医療福祉費支給制度の拡充を行っていますが、今後も、各種経済的支援制度の不断の見直しを行うことで、子育てに伴う家計の負担の軽減を図ります。

3 教育環境の充実

学校施設の質的向上を図るとともに、時代と共に変化する教育を取り巻く社会環境に適切に対応していくことで、より良い教育環境の整備と一層の学校教育の充実を図ります。

■主導する取組

【取組1 時代の流れに応じた個別最適な学びと協働的な学びの提供】

（基本目標1-政策方針2）

急激に進む情報化社会や子どもたちの多様化の一層の進展に対応するため、GIGAスクール構想や情報活用能力の向上、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導体制等、新しい時代にふさわしい教育環境の充実に向けた個別最適な学びと協働的な学びを提供していきます。

【取組2 学校施設の環境改善】（基本目標1-政策方針2/基本目標8-政策方針5）

学校施設の長寿命化を図るとともに、全校を対象とした快適で使いやすい洋式トイレへの改修やエレベーターの設置など、児童生徒が安全かつ快適に学校生活を送ることができる学校施設の環境改善を行っていきます。

【取組3 小学校の適正配置】（基本目標1-政策方針2/基本目標8-政策方針5）

上天津地区における小学校の適正配置を推進し、新たに学校を再編することで、児童の教育環境の充実を目指します。

本市には、霞ヶ浦や筑波山麓という水と緑に恵まれた自然環境、夢とロマンあふれる歴史や文化、稼げる農業として日本一の生産量を誇るれんこん、花などの特産物や全国屈指のイベントである「土浦全国花火競技大会」、さらには、「ナショナルサイクルルート」に指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を始め、充実したサイクリング環境など、数多くの「地域の宝」があります。

これら「地域の宝」を最大限に生かして本市の魅力を創造し、戦略的に発信することで、人口還流を強化し、持続的に発展できるまちを目指します。

1 「地域の宝」を核とした魅力の創造

「地域の宝」を核とした地域活性化に向けた各種施策を展開することで、生活の場としてオンリーワンの付加価値の創出を図ります。

■主導する取組

【取組1 サイクリングを活用した地域活性化】

（基本目標1-政策方針4/基本目標2-政策方針1）

「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を始めとするサイクリング環境を活用したサイクルツーリズムの取組を推進することで、交流人口の拡大及び市内の活性化を図ります。

【取組2 広域連携による観光の推進】

（基本目標2-政策方針1/基本目標7-政策方針2/基本目標8-政策方針1）

霞ヶ浦や筑波山麓といった広域に広がる「地域の宝」について、周辺市町村と連携して、回遊性のあるネットワークを形成するとともに、相互補完的な活用を推進することで、観光における共通かつ広域的な課題の解決を図ります。

【取組3 「イベント」資源の効果的活用】（基本目標2-政策方針1）

土浦全国花火競技大会やかすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソンの開催を通じて、市の魅力を全国にアピールするとともに、交流人口の拡大を図ります。

【取組4 歴史・文化の継承】（基本目標2-政策方針3）

国指定文化財「上高津貝塚」や「旧茨城県立土浦中学校本館」、茨城県指定文化財「土浦城跡及び櫓門」、国宝や重要文化財も含まれる土浦藩土屋家の旧蔵資料、伝統的な祭りなど、これらの本市に伝わる歴史・文化にまつわる多様な文化財をまちづくりの核として、その継承に取り組むとともに、歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。

2 「地域の宝」の戦略的な発信

本市が「存在感のある、選ばれるまち」となるため、「地域の宝」を活用して創造した様々な魅力を戦略的に内外へ発信します。

■主導する取組

【取組1 シティプロモーション戦略の展開】

（基本目標 2-政策方針 2 / 基本目標 8-政策方針 4）

市民が土浦に愛着を持ち、誇りを持って住み続けたいと感じてもらうとともに、一人でも多くの方に本市を訪れてもらい、選んでもらえるよう、若者を始め、市民に本市の魅力を再認識してもらう取組を推進します。合わせて、本市のイメージアップやにぎわい創出に向け、「地域の宝」をICT等を活用して市内及び全国に発信する各種シティプロモーション活動を政策分野横断的に推進します。

本格的な人口減少社会に突入した中で、本市が持続可能な都市となるためには、多種多様な人々が住みよいと感じる社会を構築する必要があります。

本市では、家庭用ごみ袋の有料化制度については、ごみの減量化が進んでいる現状を踏まえ、家計負担を考慮し、ごみ袋の値下げを行うとともに、公共交通不便地域におけるコミュニティ交通の実証運行に向けた取組を進めるなど、市民の生活に寄り添った施策を実施してきており、今後も、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、市民の暮らし満足度を高める取組を推進していきます。

合わせて、産業発展を促し、まちに活力をもたらすことで、地域経済の活性化を図り、本市に住む誰もが暮らしやすく、また、働きやすいまちを目指します。

1 暮らしの質の向上

全ての市民が生活しやすい持続可能な公共交通を実現するとともに、にぎわいと魅力のある快適で利便性の高い空間を形成することにより、暮らしの質を向上します。

■主導する取組

【取組1 都市拠点への都市機能の誘導】（基本目標8-政策方針3）

本市の都心部となるＪＲ土浦駅を拠点とする中心市街地と、南北の副都心となるＪＲ荒川沖駅及びＪＲ神立駅を中心とする市街地については、相互に連携し、かつ、補完しながら、一体的に多様な都市機能の集積を図ります。特に、ＪＲ土浦駅周辺は、全市的な視点、県南部の拠点として、広い視点から必要施設の集積を促進します。

【取組2 公共交通不便地域の解消】（基本目標8-政策方針3）

コミュニティ交通の導入拡大に向けた検討を進めるなど、公共交通不便地域の解消を図る取組を推進します。

【取組3 土浦港周辺地区の土地利用の推進】（基本目標8-政策方針3）

土浦港周辺地区については、多くの方々が訪れる魅力ある土地利用を推進することにより、水辺のにぎわいづくりを進めます。

【取組4 主要幹線道路等の整備】（基本目標8-政策方針2）

周辺地域の活性化や暮らしやすさの向上を図るとともに、道路ネットワークの強化及び交通渋滞緩和を図るため、主要幹線道路等の整備を進めます。

【取組5 公園の機能充実】（基本目標8-政策方針2）

霞ヶ浦総合公園、川口運動公園及びその周辺地区、新治運動公園、常名運動公園及び乙戸沼公園は、市民の広域的なレクリエーションの場及び健康づくりの場として、機能の充実を図ります。

1 暮らしの質の向上（続き）

【取組 6 つくばエクスプレスの土浦への延伸の実現に向けた取組の推進】

（基本目標 8-政策方針 1）

未来の広域的な交通ネットワークの形成に向けて、つくばエクスプレスの本市への延伸の実現を目指す取組を推進します。

2 地域経済の活性化

企業立地等を促進し、まちに活力をもたらすことで、質の高い雇用の確保につなげ、地域経済の活性化を図ります。

■主導する取組

【取組 1 インターチェンジ周辺地区の土地利用の促進】

（基本目標 3-政策方針 4/基本目標 8 政策方針 3）

民間事業所などの立地促進を図るため、流通拠点である土浦北、桜土浦の各インターチェンジ周辺地区について、適切な土地利用の誘導を行っていきます。

【取組 2 スマートインターチェンジの整備の推進】（基本目標 8-政策方針 3）

スマートインターチェンジを整備することにより、地域生活の充実及び地域経済の活性化が図られることから、その実現に向けた取組を進めていきます。

【取組 3 農業振興の推進】（基本目標 3-政策方針 3）

本市の農作物について、土浦ブランドセールスによる販路拡大に総力を挙げて取り組むとともに、稼げる農業として日本一の生産量を誇るれんこんを核として、新規就農奨励等による後継者不足解消など、地域農業が抱える課題の解決を図ることで、農業の振興と地域活性化を推進します。

【取組 4 I T 関連企業等のオフィスの市内移転の促進】（基本目標 3-政策方針 4）

質の高い雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、I T 関連企業などの市内進出を促進します。

リーディングプロジェクト4

安心な市民生活を支える災害に強いまちづくり

近年、地震や風水害を始めとする自然災害が激甚化し、その脅威は目に見えて高まっています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症の流行期等に自然災害が発生した場合の複合災害も懸念されているところです。

こうしたことから、本市では、災害時における避難所の感染リスクを低減させる環境整備に着手しています。

今後も、災害被害を最小化し、市民の生命、財産、そして生活を守るため、行政のサポートによる地域防災力の強化を推進するとともに、国土強靱化に向けて、必要不可欠なインフラ整備を行うなど、ハード・ソフトの両面から、市民が安心して暮らせる災害に強いまちを目指します。

1 防災・減災対策の充実

防災の意識向上に対する啓発活動を進め、「自助・共助」の考え方のもと、市民の積極的な防災・減災対策の実施を促進します。

■主導する取組

【取組1 地域防災力の強化】（基本目標4-政策方針1）

多様な主体のそれぞれが、防災を「自分ごと」として捉え、自律的に災害に備えるまちづくりを目指し、市民の防災意識の向上と地域コミュニティの更なる醸成を図るとともに、積極的な防災・減災対策を実施します。

2 防災インフラの整備

大規模自然災害発生時に甚大な被害が生じないように、危険箇所の災害防止や被害を最小限に抑えるための防災インフラの整備を推進します。

■主導する取組

【取組1 土砂災害による急傾斜地崩壊防止対策】（基本目標4-政策方針1）

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、崩壊防止対策を行い、危険区域の解消を促進します。

【取組2 橋梁の安全対策】（基本目標8-政策方針2）

災害時における緊急輸送路等を確保するため、橋梁の耐震性の向上を図るとともに、道路交通の安全性を確保するため、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的な修繕を行っていきます。

第4章 基本目標

第1節 基本目標

将来像「夢のある、元気のある土浦」を実現するため、次の8つの基本目標を定め、まちづくりを進めていきます。

基本目標1 心豊かに住み続けることのできるまちづくり



**キーワード：「結婚・出産・子育て」「学校教育」「青少年育成」
「スポーツ・レクリエーション」「生涯学習」**

地方創生の取組において、人口減少を克服（抑制）するためには、出生率の回復・上昇が極めて重要な要素です。また、本市は、子育て世帯の周辺自治体への転出が顕著であり、こうした状況を打破するためにも、結婚観や家族観の多様化による個人の意思を尊重しつつ、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた、切れ目のない総合的な施策を推進することで、特に、若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望を実現していきます。

合わせて、未来を担う子どもたちが安心して生まれ、心身共に健やかに成長できるよう、時代の流れに応じたより良い教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。

また、人生100年時代の到来を見据え、ライフステージに応じて、個々が希望する生き方を選択できるよう、多様な生涯学習の機会を提供するとともに、スポーツに親しむ環境を充実することにより、全ての市民が生涯に渡って心豊かに住み続けることのできるまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症の流行による社会の閉塞感や学校生活、学習環境など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化は、子どもたちの心情にも大きな影響を与えています。このような中、子どもたちが健やかに過ごすために、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、ひとが育ち、成長していくための環境づくりを進めていく必要があります。

また、時代が劇的に変化する中で、子どもたち一人ひとりが「生きる力」と「豊かな心」を養うことができるよう、感染症の感染拡大を期に加速化する情報化社会の進展に合わせて、新しい時代にふさわしい教育環境の充実を図ります。

1 結婚・出産・子育ての切れ目ない支援の充実

将来的な人口の維持、人口減少の抑制、更には長期的な人口構造の若返りに向けた出生率の回復・維持のため、結婚・出産・子育て世代の希望に沿った各種支援・サービスの拡充に努めます。

特に、拠点性を備えながらも、ベッタタウン的な側面を有する本市においては、共働き世帯の増加により多様化する教育保育ニーズへの対応を進めるとともに、家庭内や地域社会のつながりが希薄になる中での相談支援を行うにより、地域の中で安心して子育てができる環境の整備を推進します。

また、共働き世帯が多数を占めつつある現状を受けて、放課後児童クラブの充実や放課後子供教室との連携を図るなど、子育て家庭の支援を推進します。

2 時代の流れに対応した学校教育の充実

少子化の進行及び子どもたちの多様化の進展により、ますます重要性を増す学校教育について、保護者及び関係機関と連携を図りながら、更なる充実を図ります。また、市内全域での教育の機会均等と公平性の確保を図るための環境整備に努めます。

さらに、急激に進む情報化社会に対応するための情報活用能力の向上と合わせて、情報技術を活用した学校教育の在り方についても検討を進めるとともに、子どもたちが自ら主体的に課題に対応し、解決する力を身に付けるための教育を推進します。

3 将来を見据えた青少年教育の推進

少子化や家族形態の変化等により、子ども同士のコミュニケーションや異なる年齢層との交流が減少し、社会性や心の豊かさを育む機会が少なくなっています。そのため、豊かな社会性を養う社会活動への参加を推進する仕組みづくりや、学校・地域社会が連携して非行防止に取り組んでいきます。

4 本市の特性を生かしたスポーツ活動の推進

本市では、霞ヶ浦でのウォータースポーツや筑波山麓でのスカイスポーツ、全国屈指のサイクルスポットであるつくば霞ヶ浦りんりんロードでのサイクリングなど、様々なスポーツに親しむことができます。

そのような本市の特性をPRするとともに、施設の維持管理・改修による魅力向上、利用手続の簡略化、スポーツイベントを契機とした関心の喚起等、誰もがスポーツに魅力を感じ、楽しく安全に利用できる環境の提供に努めることで、市民の健康増進や生きがいづくり、生涯スポーツ活動の推進につなげていきます。

5 多様なニーズに対応した生涯学習の推進

市民の多様なニーズに対応した学びの機会の充実に努めるとともに、既存の活動の支援、活動拠点となる施設の老朽化対策などを行い、市民が自主的に学ぶことができる環境の整備に努めます。

基本目標 2 未来につなげる魅力あるまちづくり



キーワード：「観光振興」「移住・定住」「歴史・芸術・文化」「景観形成」

本市には、歴史、文化、自然等各分野において、全国に誇る地域資源である「地域の宝」を有しています。「地域の宝」は市民の生活を豊かにするとともに、積極的に活用・PRすることで、市外の人を惹きつける土浦ならではの魅力にもなります。

したがって、「地域の宝」を磨き上げるとともに、時代の流れに応じて、新たな地域の魅力を生み出し、これらを積極的に活用することで、本市の魅力を市内外に広く知ってもらい、観光や交流、ひいては移住・定住にもつなげることで、地域の活性化を促進します。

また、長い歴史に培われた誇り高い文化・芸術・風景を守り、次の世代に引き継ぐ取組を推進することで、地域の持続的な発展につなげる魅力あるまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための、人と人との接触の制限により、本市を訪れる人は減少しています。一方で、感染症の感染拡大を契機に、都心を中心に地方移住への関心が高まりを見せていることから、本市が「存在感のある、選ばれるまち」であり続けるためには、ICT等を活用した本市の魅力発信は、ますますその重要性を帯びています。

また、本市の観光については、ワーケーションやアウトドア志向の高まりを始め、感染症がもたらした観光のトレンドの変化を的確に捉え、例えば、テレワークと本市の魅力を掛け合わせた施策の展開など、観光以外の分野との相乗効果による施策を展開する必要があります。

1 地域の魅力を生かした観光のまちづくり

本市固有の多彩な地域資源を観光資源として磨き、魅力を創造するとともに、こうした魅力を活力に、市民・事業者・行政の連携のもと、新型コロナウイルス感染症収束後再び予想されるインバウンド観光の増大を始めとした社会環境の様々な変化に応じた観光のまちづくりを推進します。

2 本市の地域特性を生かした移住・定住の促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、社会構造については、都市集中型から地方分散型への転換がより一層求められています。また、働き方改革とあいまって、テレワークが急速な広がりを見せるなど、地方への移住の関心が高まっていることから、首都圏在住者を始め、地方への移住に関心のある人に、「地域の宝」を生かした生活体験等を通じて本市の魅力をアピールします。

合わせて、人生の転機や新たな事業展開における出発地として本市を選んでいただけるよう、政策分野横断的な取組を推進することで、東京圏に近接する地理的優位性との相乗効果により、本市への移住・定住を促進します。

3 歴史・芸術・文化のあふれるうるおいあるまちづくり

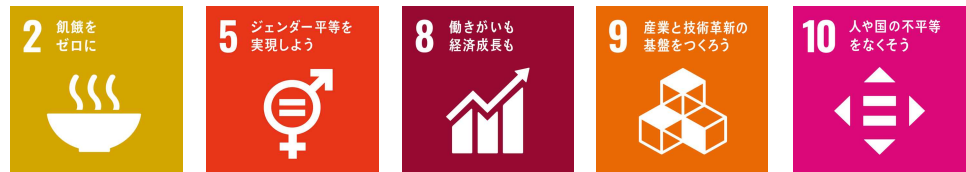
本市の先人から引き継がれた貴重な歴史・文化遺産を適切に保存し、次の世代に継承するため、文化財の保存活用や施設の老朽化対策に努めます。

また、市民一人ひとりが文化芸術に関心を持ち、生きがいや心の豊かさを育み、うるおいのある生活が送ることができるよう、市の文化芸術活動の拠点施設を有効活用し、市民が文化芸術鑑賞に親しむ・実践する環境の整備を推進するとともに、整備された環境を市外の人たちも活動する場所として活用できるようにすることで、関係人口の創出を図ります。

4 魅力ある景観を生かしたまちづくり

本市が誇る豊かな自然景観や歴史的景観、都市景観を「地域の宝」として、まちづくりに生かしていくため、市民やまちづくり団体との協働体制のもと景観計画を推進し、良好な景観形成を図ります。

基本目標3 「しごと」を核とした活力のあるまちづくり



キーワード：「中心市街地活性化」「商工業・農業振興」「企業誘致」「労働環境」

本市は、これまで、歴史的な成り立ちから商工業中心に発展をとげてきました。また、稼げる農業として日本一の生産量を誇るれんこんや花など、特色ある農産物に恵まれています。

さらに、居住地域の郊外化や大規模商業施設の撤退と郊外出店、商業のロードサイド化により活気を失いつつあった中心市街地は、近年、市役所や図書館の駅前への移転など、都市機能の集約を進め、その再生に向けて動き始めたところです。

今後、本市が「元気のある土浦」を実現するためには、これまで培ってきた既存の産業基盤を強化するとともに、新たな雇用創出を促進して、人を呼び、まちに活気を取り戻す必要があります。このために、時代の流れを柔軟に取り込んで、本市の強みを生かした産業振興を図るとともに、更なる企業誘致や消費者の新たな需要の創出等に取り組みます。合わせて、中心市街地へのにぎわい創出の取組を促進し、魅力ある都市環境を形成することで、「しごと」を核とした活力のあるまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症の流行は、人と人との接触機会を制限したことで、飲食業を始め、特に、客商売を生業とする事業者の危機的状況を招くとともに、テレワークの普及など、物理的移動を前提としてきた人の働き方そのものを大きく変えました。

このような状況に対し、危機に陥る事業者への緊急的な支援を国や県とともに講じてきましたが、今後は、環境変化に適合した事業転換や、デジタル技術等を駆使した時流に合わせたサービス提供など、事業者の改革を支援していく必要があります。

さらに、急速に進みつつある働き方の変化に対しても、デジタル・トランスフォーメーション（DX）による業務効率化を始め、事業者の取組を支援するとともに、人にしかできないクリエイティブな仕事の創出といった、情報化社会の中でIT技術と共生する仕事の創出についても推進していく必要があります。

1 中心市街地のにぎわいと活力の創出

土浦駅周辺を中心に整備された施設を活用して、市民との協働により、中心市街地のにぎわいと活力の創出に努めます。特に、霞ヶ浦周辺の水辺空間においては、サイクリング・観光の拠点整備を進めることで、にぎわい創出や交流人口の増加を図ります。

2 時代の流れに対応した商業の振興

周辺環境やニーズの変化により、本市の商店数・従業員数は減少傾向にあります。こうした課題を解決するために、中心市街地の拠点形成と合わせて、空き店舗対策による活性化対策に取り組み、商店街の振興を推進するとともに、経営状況の厳しい市内の中小企業者に対し、融資制度の情報提供と円滑な資金調達の支援に努めます。

3 多様なニーズに対応する農業の振興

本市は、優れた気候風土や農業環境を有するにも関わらず、農林業経営体の減少、就農者の高齢化、荒廃農地の増大といった問題を抱えています。こうした問題を解決するために、農地の集約化等により生産効率を高め、経営感覚を持つ経営体が力を発揮できるようにするとともに、青年層の農業就業者の増加を図ります。

また、販売面では加工品の開発やブランド化を進めるなど、時代と共に多様化するニーズに対応し、農林水産物の高付加価値化や新規需要の創造を図ります。

4 持続可能な市内産業の振興

優れた立地環境のPRや優遇制度の充実による企業誘致を促進するとともに、市内の中小企業者に対する経営指導、事業資金融資のあっせん等を通じて中小企業経営の改善を図ることで、地域全体の産業の振興を推進します。

また、地場企業と誘致企業間のネットワークづくりや、事業継承への対応など、企業立地後の長期にわたる事業継続に向けた支援に努めます。

5 雇用の安定と労働環境の改善の推進

高齢者や女性の雇用安定に向けた制度の周知啓発を図るとともに、ハローワークとの連携により求職者のニーズにあった求人情報を提供するなど、地方創生に向け、安定した雇用の確保を促進します。

また、新しい生活様式の導入に基づく働き方改革の加速化を踏まえ、関係機関と連携し、時代に即した労働環境の改善に向けた雇用の支援を図ります。

基本目標4 全ての市民が安心して暮らせるまちづくり



キーワード：「防災」「防犯」「消防・救急」「交通安全」「水害対策」「消費生活」

近年多発している風水害や猛威を振るう竜巻、今後発生が予想される首都直下型地震などの大規模災害に備えるために、国土強靱化に向けた防災インフラの整備と合わせて、多様な主体のそれぞれが、防災を「自分ごと」として捉え、自律的に災害に備えるまちづくりに向けた取組の更なる充実・強化が急務となります。

また、本市の犯罪の発生状況については、刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、犯罪の手口の高度化・多様化や高齢者を狙った犯罪の増加など、生活に身近で不安感を助長される犯罪は後を絶ちません。

さらに、全国的に通学中の児童を巻き込んだ痛ましい事故や高齢者ドライバーによる事故の発生が多発しており、本市においても、通学路の安全確保や高齢者の交通事故対策を始め、交通安全対策は喫緊の課題となります。

そのため、大規模災害発生時の社会経済活動の維持・継続や広域的な連携も視野に、災害被害を最小に抑えるための防災・減災の取組の充実・強化を図るとともに、日常生活での犯罪・事故等の危険を未然に防ぐため、地域ぐるみで取組を進めることで、全ての市民が安心して暮らせるまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

東日本大震災以降、災害対策への意識が高まる中、新型コロナウイルス感染症の流行は、より幅広い事態を想定した災害対策の必要性を再認識させました。市民それぞれが高い防災意識を持つとともに、衛生管理への意識も持つ必要があります。

また、行政や企業においては、感染症の感染を防止しつつ、業務を継続できる体制の構築が必須となります。

さらに、近年頻発する自然災害に対して、感染症との複合災害を前提とした避難についても考えていく必要があります。

一方で、災害対策の面でも、感染症の感染拡大防止の取組を通じ、SNS・リモートツールの高齢者等への普及も進みつつあることから、これら技術を活用したきめ細かな対策にも取り組んでいきます。

1 時代の変化に対応した防災のまちづくり

近年、気候変動に起因して激甚化・広域化する自然災害による被害を最小化するため、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症の流行期等における複合災害にも留意しながら、災害発生時の社会経済活動の維持・継続に備えるとともに、流域治水等広域的な災害対応を進めます。加えて、無人航空機などを活用した情報収集能力の強化等を図ることで、よりの確な災害対策につなげます。

また、地域防災計画に基づいた防災対策と合わせて、既存建築物の耐震化、耐火性向上など、災害に強い都市基盤の整備を、既存インフラの老朽化対策も考慮しつつ推進するとともに、土地利用の誘導等まちづくりと連携することで、災害に強い都市の形成を目指します。

さらに、地域の安全は地域で守るという「自助・共助」の考えのもと、自治会単位での防災組織の一層の充実・強化を図ります。

2 地域で守る防犯のまちづくり

窃盗など生活に身近な犯罪が多く発生していることから、市民の防犯意識を高揚させ、身近な犯罪を防止するとともに、被害者へのアフターフォロー等にも取り組み、市民の不安感の緩和に努めます。

また、手口が巧妙化・深刻化している高齢者を狙った二重電話詐欺や悪徳商法、子どもが巻き込まれる犯罪・事故を防ぐためにも、地域の見守り活動を継続するなど、地域ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

3 全ての災害から市民を守る消防・救急体制の強化

全ての災害から市民の生命と財産を守るため、消防・救急業務体制の強化を図ります。また、防火対策を推進するとともに、消火・救急訓練などを通じて市民の防火防災に向けた意識の醸成を図ります。

合わせて、大規模災害の発生に備えるためにも、重要な役割を担う消防団を中核とした地域防災力の充実強化や自主防災組織の活性化を進めるとともに、国・県単位での広域の応援体制の強化などにより、地域全体の消防力の一層の充実につなげます。

4 市民の安全を支える交通安全対策の推進

通学路の安全確保や高齢者の交通事故対策といった喫緊の課題に対応するとともに、誰もが安全に移動することができる人と車にやさしい交通社会の構築に向けて、歩道の整備やバリアフリー化を始めとする道路交通環境の整備等のハード面及び交通安全に対する広報啓発活動等のソフト面の双方から、交通安全対策を推進します。

5 激甚化する水害に対応するまちづくり

近年激甚化・頻発化する風水害に対応するため、計画的な雨水排除対策を推進するとともに、施設・設備の予防的な補修や計画的な更新を推進します。

特に、桜川や霞ヶ浦周辺では洪水の危険性が指摘されているため、河川改修を促進するとともに、ハザードマップの活用を進め、市民の自助意識・防災意識の向上を図ります。

6 時代の流れに対応した消費生活の安全確保

新しい生活様式の適用や、情報通信技術の社会への活用が急速に進む中、消費行動の多様化も加速し、消費生活をめぐる問題も一層複雑化すると考えられます。

これに対し、消費者被害を未然に防ぐため、消費者教育の推進や消費者相談員の研修等により、消費者知識の向上、相談体制の充実を図ります。

基本目標 5 多様性を認め合い、包容力を育むまちづくり



キーワード：「人権・平和」「男女共同参画」「多文化共生」 「市民協働・地域コミュニティ・ボランティア」

市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、生きがいを感じ、その人らしく暮らすことができる土壌を実現するためには、人権の尊重や平和の推進という普遍的価値を全ての市民が共有しなければなりません。

また、性別を問わず誰もが希望する形で社会参画できる男女共同参画社会や、日本人市民と外国人市民が異なる文化や価値観を互いに尊重し、認め合える多文化共生社会などの実現を図ることで、あらゆる面から人の価値観の多様性を尊重することが重要です。

一方で、本市は、これまでも協働のまちづくりを進め、一定の成果を挙げてきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズの多様化、高度化はますます進んでいる上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に地域コミュニティのつながりの弱体化が危惧されていることから、市民との協働については、これまで以上の深化と取組領域の強化が課題となります。

したがって、地域社会を構成する一人ひとりがお互いへの理解を深め、支え合う地域共生社会の実現に向けた各種取組を推進することで、多様性を認め合い、包容力を育むまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする、様々な人権問題が発生しています。また、感染症に起因して、生活不安やストレスによるDV被害等の増加・深刻化や子どもの見守りの機会の減少による児童虐待リスクの高まりなど、様々な社会的課題が浮き彫りとなっており、感染症に関する正しい知識の普及や各種の取組及び適切な支援と合わせて、人々の相互理解や寛容さを育てる意識啓発を、改めて進めていく必要があります。

また、感染症の感染拡大を防止する観点から、地域住民が集い、コミュニケーションを図る場や市民協働の場、地域活動に参加する機会が減少しています。したがって、物理的でなくとも、地域住民同士が触れ合える機会を創出するとともに、感染症収束後においては、より積極的に地域コミュニティの形成支援やボランティア活動支援に取り組んでいきます。

1 人権意識の醸成と平和意識の啓発

人権の尊重や平和の推進といった普遍的価値の実現には、市民一人ひとりの人権意識の醸成や、平和に対する意識啓発が求められています。一方で、近年の急速な情報通信技術の進展を始め、社会状況の変化等により、克服しなければならない人権課題の生起がやむことはありません。また、戦争体験を持つ世代が年々減少している中で、戦争のない平和な世界を求める取組を一層推進する必要があります。

このため、学校等の教育の場における人権教育にとどまらず、家庭や地域など様々な機会を通して人権意識の醸成・啓発を推進します。また、「非核平和都市」の責務として戦争の記憶を次の世代に確実に引き継ぐとともに、人類永遠の平和に対する意識啓発の推進により、平和の尊さを後世に伝えていきます。

2 思いやり、理解し合う男女共同参画社会の構築

多様性と包容力のある社会を実現するためには、男女が互いに尊重し、思いやりを持って生きていくことが重要です。そのために、男女共同参画意識の啓発・広報活動を行うとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた取組を推進し、それぞれの個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の構築を図ります。

3 互いを尊重し、認め合う多文化共生社会の実現

社会・経済のグローバル化の進展により様々な分野で国際化が進む中、本市においても、永住者や定住者など、滞在が長期化する外国人市民の増加が今後も進むものと予測されます。

こうした地域における国際化の進展に対応するため、学校教育・生涯学習を始め、姉妹都市等との国際交流や国際理解講座等を通して、市民の国際意識の醸成を図るとともに、外国人市民が地域で暮らしやすい環境を整えることで、国籍や民族などの違いにかかわらず、一人ひとりが異なる文化や価値観を互いに尊重し、認め合い、同じ土浦市民として共に支え合って暮らせる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

4 地域で支え合う協働のまちづくり

まちづくりにおいては、あらゆる分野で市民との協働が求められることから、市民の自治意識の高揚を図るとともに、地域における日常のコミュニケーションやボランティア活動への参加、地域のコミュニティ活動を促進する取組等を通じて、市民との協働のまちづくりの更なる推進を図ります。

合わせて、市民との協働のまちづくりを進める上で、不可欠となるまちづくり団体との連携を継続するとともに、まちづくりを学ぶ機会の提供等による担い手づくりを進めることで、互いに支え合う、持続可能な地域社会の形成を進めます。

基本目標 6 触れ合いとあたたかさにあふれる福祉のまちづくり



キーワード：「地域福祉」「高齢者福祉」「医療・社会保障」「障害者福祉」

超高齢社会に突入した本市にあっては、高齢者が生きがいを持って元気に暮らし、地域社会に関わり続けることが大切です。合わせて、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するノーマライゼーションの理念などにに基づき、誰もが自分らしい生き方を追及できる社会の構築に資する地域福祉を推進する必要があります。

一方で、家族形態の変化や福祉ニーズの多様化・高度化に伴い、地域福祉は、個人ではなく、地域社会全体で担うとともに、市民一人ひとりが関わっていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に、エッセンシャルワークである医療・福祉は、市民生活を守るために、これまで以上に重要なものとなっています。

そのため、市民や事業者等と行政が相互にパートナーシップを確立し、医療、保健、介護を始め、様々な分野で全世代型の社会保障を実現することで、市民一人ひとりが互いにその大切な存在を認め合い、支え合いながら、豊かな人生を送ることができる、触れ合いとあたたかさにあふれる福祉のまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会を支えるセーフティネットの重要性を再認識させました。人の健康と命を支える医療・保健・福祉は安心して市民生活を送るために必要不可欠なものであり、これらエッセンシャルワークの維持・充実に注力していく必要があります。

特に、人の接触機会を低減させるという感染症対策は、それまであった人のつながりを希薄化させており、感染症収束後においては、高齢者等の生活を支える地域社会の力を取り戻すことや、医療・福祉分野におけるIoT導入による効率的な業務実施体制の構築などに取り組む必要があります。

1 市民・社会・行政で支える地域の福祉

急激な少子高齢化や核家族化の進行、人々の価値観の多様化を背景として、住民同士のつながりや助け合いの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化していることから、家族や行政に加えて、地域全体で福祉を支えていく必要が生じています。

このため、地域社会を基盤とした、市民・地域・行政の協働による地域福祉の推進を図ります。合わせて、土浦型地域包括ケアシステム「ふれあいネットワーク」を基に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制」の整備を推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

2 生きがいと誇りを持って暮らせる高齢者福祉の充実

健康寿命の延伸により、「人生 100 年時代」が本格的に射程に入中、高齢者が地域社会との関わりを保つことができるよう、高齢者の社会活動や生涯学習等への積極的な支援を行うとともに、地域包括支援センターの更なる運営強化を図るなど、関係機関等との連携により、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支援していきます。

また、今後ますます増える見込まれる高齢者の認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の人やその家族の視点を重視しながら「予防」と「共生」を推進していくなど、高齢者が自分の住み慣れた地域において、孤立することなく、生きがいと誇りを持って、元気で安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを推進します。

3 誰もが安心して暮らすことのできる医療体制・社会保障制度の充実

誰もが生涯にわたって必要とする医療を受けられるよう、医療環境の充実や社会保障制度の運用、医療費の適正化や保健事業の強化を図ります。

さらに、今後は、新興感染症等の流行のリスクに対しても、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、関係機関と連携した迅速な対応を図ります。

4 障害のある人、ない人が共に生きる社会の実現

障害や難病を持つ人が地域社会を構成するかけがえのない個人として暮らすことができ、その人らしい生き方を追及することができるよう、地域住民や関係機関との協働による障害者福祉を推進します。合わせて、ライフステージに応じた適切な支援を行うことで、自立と社会参加を促進し、障害のある人もない人も相互に認め合い、共に生きる社会を実現します。

また、高齢者や障害者、妊婦や子どもを始め、全ての人が移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できるよう、公共施設や道路等のバリアフリー化と合わせて、福祉教育の推進により、相手を思いやり、助け合うことができるやさしい心を醸成するなど、心のバリアフリー化を推進することで、ノーマライゼーションの理念に基づく人にやさしいまちづくりを推進します。

・政策方針 2 及び 4 について、表現の内容を再精査しています。

基本目標7 未来につなげる環境にやさしいまちづくり



キーワード：「SDGs・脱炭素」「自然環境保全」「資源循環型社会・環境衛生」 「水道」

世界的な規模での環境破壊の進行による気候変動や生態系への影響は、極めて深刻なものとなりつつあり、私たちの平穏な生活を脅かし始めています。激甚化する自然災害の脅威から身を守るためにも、脱炭素・ゼロカーボンを始め、国際社会が推進する地球環境問題の解決に向けた取組に本市も歩調を合わせていかなければなりません。

また、里山や筑波山麓の豊かな山林などの緑が都市化などにより年々減少するとともに、長年にわたる重要課題である霞ヶ浦や河川の水質改善は、これまで重点的に取り組んできたにもかかわらず、決して十分な改善に至っているとは言えない状況にあることから、身近な環境問題に関する各種取組は、生態系を守り、市民が快適に生活していく上でも、その重要性はますます高まっています。

そのため、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、市民・事業者・行政の連携による、人と自然が共生するための環境保全の取組を推進することで、地域の持続的な発展につなげる環境にやさしいまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症は、私たちのライフスタイルを大きく転換させ、結果として自然環境に対しても影響を及ぼしています。ひとつには、密の回避から、オープンスペース・屋外空間での活動が相対的に増加し、自然との触れ合いが増えたことが挙げられます。また、テイクアウトの増加による過剰包装への注目から、石油由来原料の持続可能な原料への置き換えが進みました。

さらに、新型コロナウイルスを始めとする新興感染症は、土地利用等の変化等に伴う生物多様性の損失や、気候変動等の地球環境の変化にも深く関係しているとも言われていることから、こうした感染症が収束した後も、自然環境と共生するための取組の更なる推進が重要となります。

1 SDGs・脱炭素に向けた環境活動の推進

「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成、脱炭素社会の実現など、世界的にも持続可能に向けた活動は加速化しつつあります。本市でも、地球温暖化などの地球規模の環境問題の解決のため、市民・事業者・行政の協働により環境基本計画を推進するとともに、将来的には地域経済の活性化の観点も含めながら、温室効果ガスの削減や、新エネルギーの導入・省エネルギー化に、取り組み、持続可能な地域社会の実現に資する地球環境の保全を図ります。また、本市の恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、市民の環境に対する意識啓発に努めます。

2 水・緑に恵まれた自然環境の育成・継承

本市は霞ヶ浦や筑波山麓といった豊かな自然環境を有しています。しかしながら、霞ヶ浦の水質浄化については、今後も継続的に取り組んでいく必要がある上、都市化による山林の減少などの問題も顕在化しています。こうした問題を解決し、自然と共生する地域社会を実現することで、次の世代へより良い自然環境を継承していくため、地域単位で自然環境の維持・保全・育成をしていく仕組みの構築に努めます。

また、未来を担う子どもたちを始め、市民や事業者に対し、環境学習の場を提供するとともに、環境保全活動への積極的な参加を促し、人材の育成・活用を図ります。

3 資源循環型社会の構築と環境美化・環境衛生の推進

資源循環型社会を構築するため、ごみ処理体制の充実を図るとともに、市民・事業者・行政の協働・連携のもと、ごみの減量化とリサイクル活動をより一層推進します。合わせて、延命化を行っているごみ処理施設については、今後も、適切な維持管理を図ります。

また、生活環境を保全するため、市民や事業者と連携した取組を通じて、公共空間の美化と衛生確保を推進します。

4 人と自然にやさしい水環境の維持・改善

上水道については、安全な水道水を安定的に供給するため、上水道の送配水に係る設備の整備・維持管理を進めます。

また、下水道については、下水道設備の整備・維持管理により適切な下水処理を推進することで、快適な生活環境の確保と水質保全を図ります。

さらに、上下水道事業については、運営の効率化等による健全な事業経営に努めます。

・政策方針4のタイトルについては、他の政策方針と比べると、具体策を示していることから、「～上下水道の確保」を「～水環境の維持・改善」に修正しました。

基本目標 8 効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり



キーワード：「広域連携」「都市基盤整備」「土地利用」「情報発信」「行政運営」 「財政・マネジメント」

人口減少及び少子高齢化が進行する一方で、多様化・高度化する市民ニーズに対応していくためには、時代に適応した良質な行政サービスを提供することで、市民の快適な暮らしを支えるとともに、持続可能で安定的な行財政基盤を確立することが必要不可欠となります。

このため、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化を始め、市民サービスのデジタル化を促進するとともに、全ての市民が安心して、かつ、便利に暮らせるための道路、公園などの基幹的な社会基盤の整備や地域特性に応じた秩序ある適正な土地利用、超高齢社会や地球環境問題を踏まえた総合的な公共交通体系の構築などを推進します。

合わせて、本市の事務処理へのデジタル技術の導入促進や、共通する行政課題及び広域的な行政需要に対応するための広域行政の推進を図るとともに、公共施設等については、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等に取り組むことにより、コストパフォーマンスの高い効率的な行財政運営による持続可能なまちを目指します。

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルス感染症に対しては、行政が各種機関と連携しつつ、感染症予防やワクチン接種などの対応を行ってきました。その過程において、全市民の接種の周知・確認等の事務を始めとして、行政事務を迅速に実施する必要性が生じており、今後、行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に進め、的確かつ効率的に市民サービスを提供していくことが求められています。

また、公共空間についても、密の回避やテイクアウトの常態化に伴い、オープンスペースの有効活用が重要となっていることから、その活用に当たっては、行政と民間が一体となり、まち全体を十分に活用していく視点が必要となります。

1 広域連携による地域課題の解決

市民に適切な行政サービスを効果的に提供していくため、周辺市町村と連携した積極的な広域行政を推進し、行政サービスの一層の向上を図るとともに、特に交通や観光といった共通かつ広域的な課題について、周辺地域とのネットワークにより取り組んでいきます。

また、自治体間の交流を促進し、連携を強化することで、本市の広域的な課題解決を図るとともに、相互の地域の活性化及び持続的な発展につなげます。

2 魅力的な都市環境・住環境の創出

道路、公園など、本市の持続的な発展や市民生活を支える都市基盤の整備を進めるとともに、既存の都市基盤の維持及び有効活用、路線バスやコミュニティ交通の利用促進やＪＲ常磐線の輸送力の強化及び更なる利便性向上に向けた取組の推進による広域的な公共交通ネットワークの構築、地域や時代に応じた交通手段の検討などを行うことで、効率的なネットワーク形成と市街地の活性化を図り、魅力的な都市環境・住環境の創出を図ります。

3 時代の流れに応じた持続可能な都市の形成

本市らしさを持った住みやすいまちを実現するため、それぞれの地域特性に応じた合理的な土地利用を進め、時代の流れに即した効率的で持続可能な都市の形成を図ります。

4 行政情報の発信の充実と市民参画の推進

行政情報のより活発な活用を促すとともに、公正で透明性のある行政運営を確保するために、ホームページの充実を始め、ＩＣＴを活用しながら、行政における広聴機会と行政情報の提供の充実を図りつつ、情報公開制度や個人情報保護制度、パブリック・コメント制度の適正な運用と充実を図ります。

また、各種計画策定など政策形成の過程において、幅広い市民の意見を聴取する機会や市民が主体的にまちづくりに参画できる機会を提供することで、市政への市民参画を推進します。

5 市民のニーズに応える効率的・効果的な行政運営

多様化・高度化する市民ニーズや、急速に変化する社会経済情勢等を踏まえた新たな課題に対応し、市民本位の自主・自立のまちづくりを推進するため、行政のデジタル化を軸に、簡素で効率的・効果的な行政運営の展開を推進します。

また、市役所の窓口のサービス向上を図るとともに、マイナンバーカードを用いたオンライン手続等時代の流れに的確に対応したサービスの提供を図ります。

6 持続可能な財政運営・公共施設マネジメントの推進

持続可能な財政運営を図るため、中長期的な視点に立った財政計画を策定し、創意工夫による魅力あるまちづくりを推進します。また、公共施設については、市民全体の貴重な財産であることを踏まえ、全市的な視点に立ち、施設の適正配置や長寿命化対策を早急に推進するとともに、計画的・戦略的な公共施設マネジ

メントに取り組めます。

合わせて、統廃合などによって発生した公共施設の跡地については、地域振興等も視野に入れながら、周辺住民の意向や土地利用の状況を十分勘案した上で、有効活用することで、社会経済情勢等の変化に伴う行政需要への対応を図ります。

・政策方針 6 については、公共施設跡地利活用の視点を追加しました。